

第13回 技能検定職種の統廃合等に関する検討会 議 事 次 第

平成26年10月23日(木)
15:00～17:00
厚生労働省共用第9会議室

1 開会

2 議題

(1) 平成26年度の技能検定職種の統廃合等について

- ① 検討対象職種の説明
- ② 業界団体からのヒアリング
- ③ 前年度以前の検討対象職種の状況確認

(2) その他

3 閉会

(配付資料)

- 資料1-1 平成25年度「技能検定試験」の実施状況まとめ
- 資料1-2 検定職種別受検申請者数の推移(過去6年分)
- 資料1-3 統廃合等検討対象職種の概要
- 資料1-4 統廃合等検討対象職種の社会的便益に係る業界団体へのヒアリング項目
- 資料1-5 パブリックコメントの実施案
- 資料2-1 技能検定の作業の統廃合等について
- 資料2-2 技能検定制度における作業の統廃合等に係る検討対象の選定基準等について
- 資料2-3 技能検定作業別受検申請者数の推移(過去6年分)

- 参考1-1 職種カテゴリごとの平均評点及び8割値
- 参考1-2 技能検定の職種統廃合の状況について(～平成25年度実施の検討会分)
- 参考1-3 技能検定職種数の推移(平成14年度～)
- 参考2-1 技能検定の作業統廃合の状況について(平成20年度～25年度)
- 参考2-2 技能検定(都道府県方式)作業数の推移(平成14年度～)
- 参考3-1 技能検定の職種(作業)、等級及び対象とする技能の内容

Press Release

報道関係者 各位

平成 26 年 7 月 25 日（金）

【照会先】

職業能力開発局 能力評価課

課長 伊藤 正史

主任技能検定官 木下 正人

（代表電話）03(5253)1111（内線 5946）

（直通電話）03(3502)3378

平成 25 年度「技能検定」の実施状況まとめ ～ 新たに 28 万人が「技能士」に ～

厚生労働省ではこのほど、平成 25 年度「技能検定」の実施状況をまとめましたので、公表します。

その結果、平成 25 年度の合格者数は 27 万 8,205 人で、前年度に比べ 6,471 人・2.3%の減少となりました。技能検定制度は働く上で身につけるべき、または必要とされる技能の程度を国として証明するもので、現在 128 職種で実施しています。これに合格した人だけが「技能士」を名乗ることができ、昭和 34 年度の制度開始以来、今回の平成 25 年度の実施までで延べ約 547 万人が資格を取得しています。

【平成 25 年度の実施状況の概要】

- 受検申請者数の合計は 72 万 1,981 人で、前年度比で 3.6%減少。
- 合格者数の合計は 27 万 8,205 人で、前年度比で 2.3%の減少。
合格率は 38.5%と前年度（38.0%）とほぼ同水準。
制度創設当初からの合格者数の累計は 546 万 7,723 人となった。
- 職種別に見ると、最も受検申請者数が多い職種はファイナンシャル・プランニングで約 45.1 万人となっている。
- 等級別に見ると、最も受検申請者数が多い等級は中級相当の 2 級で、約 35.1 万人となっている。

（別添資料）平成 25 年度「技能検定試験」実施状況

※ 技能検定関連の情報は、ポータルサイト「技のとびら」で見ることができます。
<http://www.waza.javada.or.jp/>

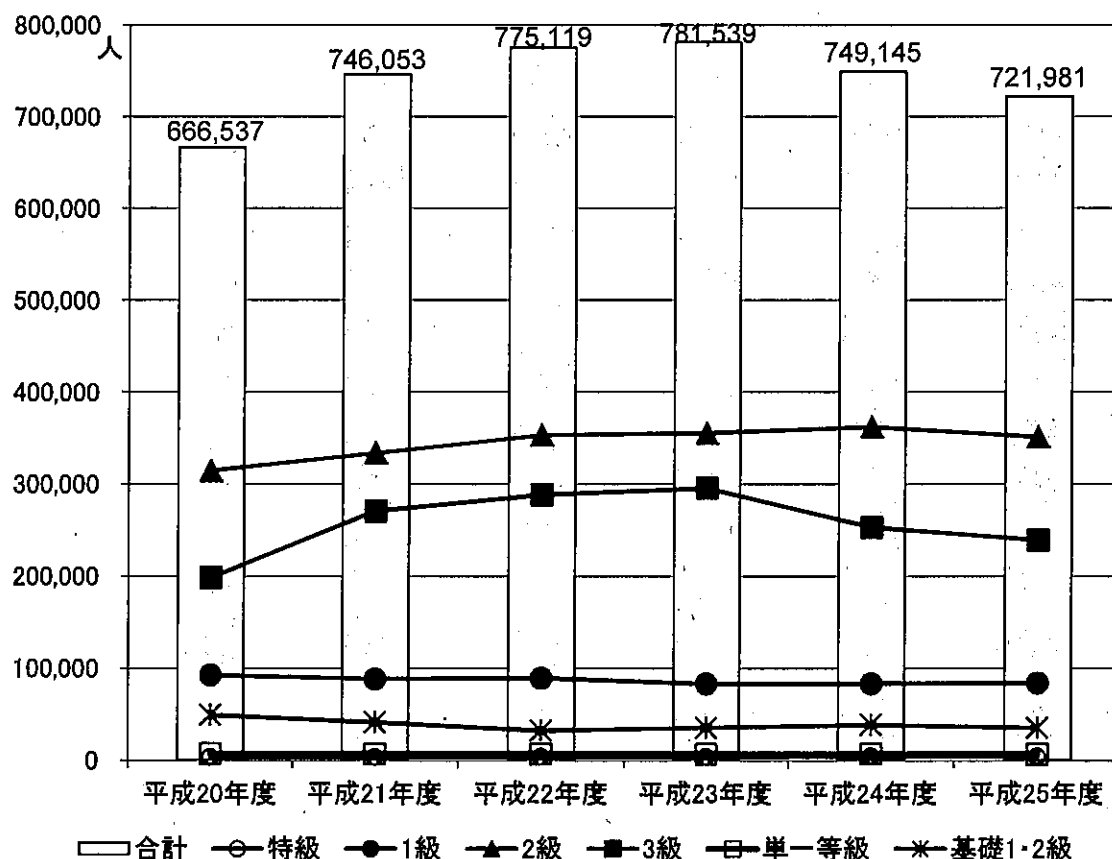
平成25年度「技能検定」実施状況

1. 等級別の実施状況（平成25年度）

等 級 (技能検定の合格に必要な技能及び知識)	受検申請者数 (前年度比)	合格者数 (前年度比)	合格率
特級 (管理者又は監督者に必要な技能及び知識)	4,597人 (+0.6%)	1,221人 (+15.2%)	26.6%
1 級 (上級の技能労働者に必要な技能及び知識)	84,147人 (+0.8%)	32,353人 (-1.6%)	38.4%
2 級 (中級の技能労働者に必要な技能及び知識)	351,318人 (-2.9%)	88,492人 (+0.4%)	25.2%
3 級 (初級の技能労働者に必要な技能及び知識)	239,461人 (-5.4%)	118,856人 (-3.1%)	49.6%
単一等級 (等級に区分していない職種で、1級相当の技能及び知識)	6,909人 (-5.6%)	3,885人 (-2.9%)	56.2%
基礎1級及び基礎2級 (技能実習生を対象とし、基本的な業務を遂行するために必要な技能及び知識)	35,549人 (-8.3%)	33,398人 (-7.2%)	93.9%
合計	721,981人 (-3.6%)	278,205人 (-2.3%)	38.5%

※ 技能検定は学科試験と実技試験により行われ、受検申請者数について、当該年度に同時に両試験に申請した者は、1名として計上している。例外として、学科試験の合格が実技試験の受検要件となっているため、両試験を同時に申請できない一部の職種（ファイナンシャル・プランニング1級、金融窓口サービス1級、知的財産管理1級）については、学科試験と実技試験の受検申請者数の合計を計上している（以下同じ）。

2. 等級別受検申請者数の推移（過去6年間）



3. 等級別受検申請者数の多い職種（各上位5職種）

全等級合計

職種名	受検申請者数(人)	前年度比	合格者数(人)	前年度比
ファイナンシャル・プランニング	451,431	-5.4%	129,454	-5.0%
機械保全	33,191	2.1%	18,158	4.2%
機械加工	21,128	-5.0%	12,268	-6.9%
知的財産管理	18,514	1.1%	7,491	23.3%
金融窓口サービス	16,316	-8.4%	5,934	0.6%

特級

職種名	受検申請者数(人)	前年度比	合格者数(人)	前年度比
機械加工	792	-4.2%	181	-17.7%
機械保全	563	2.6%	254	54.9%
電子機器組立て	481	3.0%	139	167.3%
仕上げ	430	6.2%	92	100.0%
プラスチック成形	316	-10.0%	86	-31.7%

1級

職種名	受検申請者数(人)	前年度比	合格者数(人)	前年度比
ファイナンシャル・プランニング	17,104	2.3%	1,709	-2.5%
機械保全	9,935	2.0%	4,033	-16.6%
塗装	4,846	9.5%	2,575	40.8%
機械加工	4,043	-1.2%	1,623	-16.4%
防水施工	3,035	6.0%	1,771	14.1%

2級

職種名	受検申請者数(人)	前年度比	合格者数(人)	前年度比
ファイナンシャル・プランニング	250,762	-4.2%	44,606	-0.6%
機械保全	16,536	1.0%	7,867	4.2%
キャリア・コンサルティング	8,140	74.6%	1,662	37.7%
機械加工	8,062	-4.6%	3,791	0.0%
金融窓口サービス	7,090	-7.5%	1,997	12.6%

3級

職種名	受検申請者数(人)	前年度比	合格者数(人)	前年度比
ファイナンシャル・プランニング	183,565	-7.7%	83,028	-7.4%
知的財産管理	10,573	10.0%	5,063	21.2%
金融窓口サービス	8,491	-8.2%	3,900	-3.8%
機械加工	5,996	0.2%	4,553	1.8%
機械保全	5,728	8.5%	4,979	12.9%

単一等級

職種名	受検申請者数(人)	前年度比	合格者数(人)	前年度比
ビルクリーニング	2,769	-8.2%	1,657	-1.7%
調理	1,120	-10.2%	609	-15.9%
路面標示施工	722	8.9%	433	28.9%
産業洗浄	631	2.3%	372	-10.4%
樹脂接着剤注入施工	600	-5.1%	302	-12.0%

基礎1級及び基礎2級

職種名	受検申請者数(人)	前年度比	合格者数(人)	前年度比
婦人子供服製造	8,668	-10.9%	8,251	-8.9%
プラスチック成形	3,802	-6.9%	3,518	-5.3%
機械加工	2,235	-22.7%	2,120	-22.9%
金属プレス加工	1,927	-10.5%	1,798	-10.2%
電子機器組立て	1,759	-24.2%	1,685	-24.2%

4. 検定職種別受検申請者数の推移（過去6年分）

職種	受検申請者数						平均受検申請者数 (過去6年間)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
1 ウェブデザイン ※	1,069	1,979	2,597	2,660	2,805	2,592	2,284
2 キャリア・コンサルティング ※	2,829	2,857	3,127	3,508	4,942	8,496	4,293
3 ピアノ調律 ※					1,270	1,094	394
4 ファイナンシャル・プランニング ※	378,540	459,283	501,049	512,636	477,439	451,431	463,396
5 知的財産管理 ※	12,834	25,802	18,750	20,392	18,315	18,514	19,101
6 金融窓口サービス ※	20,349	21,660	22,453	20,418	17,816	16,316	19,835
7 着付け ※			3,493	2,397	1,743	1,558	1,532
8 レストランサービス ※	6,222	4,503	4,198	4,107	3,840	4,155	4,504
9 ビル設備管理 ※	171	201	124	85	57	85	121
10 園芸装飾	1,174	1,220	1,130	1,152	1,110	1,073	1,143
11 造園	5,516	5,225	4,946	4,786	4,721	4,708	4,984
12 さく井	659	710	700	553	577	503	617
13 金属溶接	46	70	55	43	94	15	54
14 鋳造	1,899	1,595	1,455	1,718	1,780	1,648	1,683
15 鍛造	383	278	232	206	251	158	251
16 金属熱処理	4,019	4,180	4,085	4,279	4,596	5,103	4,374
17 粉末冶金	126	119	97	145	97	158	124
18 機械加工	21,975	21,223	20,708	21,062	22,250	21,128	21,391
19 放電加工	892	793	687	648	655	653	721
20 金型製作	264	178	174	91	159	89	159
21 金属プレス加工	4,680	3,640	3,196	3,496	3,454	3,283	3,625
22 鉄工	2,016	2,078	1,921	1,984	2,159	2,010	2,028
23 建築板金	2,562	2,352	2,032	1,688	1,542	1,495	1,945
24 工場板金	3,023	2,786	2,400	2,477	2,594	2,334	2,602
25 めっき	1,478	1,431	1,386	1,428	1,618	1,508	1,475
26 アルミニウム陽極酸化処理	183	164	100	151	110	128	139
27 溶射	72	82	121	84	114	87	93
28 金属ばね製造	568	524	547	539	576	567	554
29 ロープ加工	135	144	124	128	171	141	141
30 仕上げ	6,603	6,598	6,340	6,392	5,871	5,858	6,277
31 切削工具研削	290	228	270	233	256	226	251
32 機械検査	8,855	8,718	9,677	9,992	10,273	10,814	9,722
33 ダイカスト	1,678	1,378	1,385	1,330	1,322	1,202	1,383
34 機械保全	32,560	30,737	31,516	31,664	32,507	33,191	32,029
35 電子回路接続	238	294	290	289	299	259	278
36 電子機器組立て	10,253	9,425	8,216	8,837	8,765	7,760	8,876
37 電気機器組立て	4,664	5,294	5,121	5,683	5,701	6,297	5,460
38 半導体製品製造	4,918	3,489	3,419	3,251	2,388	2,114	3,263
39 プラント配線板製造	1,877	1,359	1,300	1,042	1,088	866	1,252
40 自動販売機調整	1,395	1,170	1,040	964	900	909	1,083
41 産業車両整備	532	543	537	467	450	409	490
42 鉄道車両製造・整備	1,321	1,493	1,512	1,441	1,602	1,569	1,490
43 時計修理	898	787	799	794	1,058	964	883
44 光学機器製造	577	548	553	451	492	435	509
45 複写機組立て	126	102	114	81	79	53	93
46 内燃機関組立て	846	795	764	831	906	911	842
47 空気圧装置組立て	2,671	2,584	2,527	2,564	2,685	2,764	2,633
48 油圧装置調整	1,903	1,887	1,773	1,892	1,960	1,817	1,872
49 縫製機械整備	85	83	92	-	78	-	56
50 建設機械整備	3,684	3,619	3,412	3,114	3,170	3,159	3,360
51 農業機械整備	2,060	2,100	2,126	2,112	2,000	1,780	2,030
52 冷凍空調調和機器施工	1,703	1,860	1,823	1,826	1,727	1,749	1,781
53 染色	338	330	170	260	174	234	251
54 ニット製品製造	194	207	141	150	137	131	160
55 婦人子供服製造	13,272	12,592	10,486	9,396	10,116	9,117	10,830
56 紳士服製造	782	841	572	515	644	442	633
57 和装	790	709	600	539	453	430	587
58 寝具製作	201	205	185	177	199	218	198
59 帆布製品製造	670	706	603	718	601	671	662
60 布はく縫製	137	175	193	192	193	201	182
61 機械木工	76	1	68	-	-	67	35
62 木型製作	43	42	46	-	-	66	33
63 家具製作	927	864	695	791	758	734	795
64 護具製作	690	489	379	333	334	278	417
65 紙器・段ボール箱製造	177	64	208	218	295	200	194
66 製版	112	123	111	86	80	70	97
67 印刷	1,378	1,194	1,012	966	906	931	1,065

職種	受検申請者数						平均受検申請者数 (過去5年間)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
68 製本	484	474	326	315	401	425	404
69 プラスチック成形	11,435	10,270	9,875	10,226	10,478	9,976	10,377
70 強化プラスチック成形	351	335	248	384	412	341	345
71 陶磁器製造	77	16	95	-	16	83	48
72 石材施工	572	497	474	337	396	303	430
73 パン製造	1,510	1,736	1,685	1,490	1,777	1,742	1,657
74 菓子製造	479	515	500	429	445	463	472
75 製麺	170	124	90	117	94	131	121
76 ハム・ソーセージ・ベーコン製造	1,125	1,095	1,013	934	960	942	1,012
77 水産練り製品製造	831	787	706	651	639	779	732
78 みそ製造	263	-	219	-	232	-	119
79 酒造	126	105	143	72	95	74	103
80 情報配線施工 ※	622	630	595	451	436	400	522
81 建築大工	4,594	4,521	4,218	4,340	4,644	4,642	4,493
82 枠組壁建築	72	48	96	205	124	-	91
83 かかわらぶき	735	711	588	439	524	432	572
84 とび	3,883	3,627	3,746	3,381	3,687	3,893	3,703
85 左官	1,611	1,451	1,343	1,129	1,142	1,129	1,301
86 築炉	328	351	333	330	363	380	348
87 ブロック建築	157	129	200	139	123	152	150
88 エーエルシーパネル施工	86	86	85	83	-	69	68
89 タイル張り	528	531	425	273	278	399	406
90 畳製作	310	250	198	207	180	130	213
91 配管	4,027	4,017	3,860	3,730	3,502	3,323	3,743
92 厨房設備施工	346	288	334	393	267	225	309
93 型枠施工	2,901	2,496	2,012	1,779	2,093	2,196	2,246
94 鉄筋施工	3,858	3,179	2,508	2,233	2,795	3,149	2,954
95 コンクリート圧送施工	702	764	620	614	513	607	637
96 防水施工	4,447	3,882	3,584	3,667	3,402	3,543	3,754
97 樹脂接着剤注入施工	447	594	586	612	632	600	579
98 内装仕上げ施工	2,383	2,196	2,016	1,483	1,781	1,913	1,962
99 断熱施工	691	667	666	583	568	675	642
100 カーテンウォール施工	274	268	161	124	185	202	202
101 サッシ施工	770	695	616	492	469	553	599
102 自動ドア施工	433	420	359	323	270	251	343
103 バルコニー施工	241	171	130	135	181	104	160
104 ガラス施工	511	506	401	358	426	396	433
105 ウェルポイント施工	64	-	102	-	109	-	46
106 テクニカルイラストレーション	289	325	285	293	342	314	308
107 機械・プラント製図	6,205	6,483	5,943	5,559	5,586	5,505	5,880
108 電気製図	623	597	532	461	477	508	533
109 化学分析	201	220	198	212	184	192	201
110 金属材料試験	823	761	748	788	826	790	789
111 貴金属装身具製作	110	91	244	268	267	252	205
112 印章彫刻	37	30	-	-	117	-	31
113 ガラス用フィルム施工 ※	187	238	238	243	227	230	227
114 塗装	1,031	997	920	742	643	652	831
115 塗装	10,037	8,729	8,535	7,865	8,266	8,608	8,673
116 路面標示施工	779	715	707	652	663	722	706
117 塗料調色	148	100	109	118	120	109	117
118 広告美術仕上げ	251	183	197	121	152	164	178
119 義肢・装具製作	159	183	172	136	150	121	154
120 舞台機構調整	1,050	1,023	1,075	983	1,107	1,157	1,066
121 工業包装	529	616	368	752	614	717	599
122 写真	65	95	157	121	113	172	121
123 調理 ※	1,773	1,606	1,450	1,233	1,247	1,120	1,405
124 ビルクリーニング ※	2,943	2,802	2,898	3,004	3,016	2,769	2,905
125 ハウスクリーニング ※	-	-	-	-	214	308	87
126 産業洗浄	562	543	581	519	617	631	576
127 商品装飾展示	404	409	392	360	390	430	398
128 フラワー装飾	2,389	2,089	2,175	2,085	1,868	1,960	2,094
合計	666,537	746,053	775,119	781,539	749,145	721,981	740,062
都道府県方式	238,998	224,492	214,147	210,405	215,778	212,913	219,456
指定試験機関方式	427,539	521,561	560,972	571,134	533,367	509,068	520,607
昭和34年度からの受検申請者数の累計	9,358,014	10,104,067	10,879,186	11,660,725	12,409,870	13,131,851	-
昭和34年度からの合格者数の累計	4,004,692	4,296,187	4,589,663	4,904,842	5,189,518	5,467,723	-

(注1) 職種名に※が付されているものは、指定試験機関が技能検定試験を行う職種である。

(注2) 職種の順番は、職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表第1の記載順であり、番号は便宜的に振ったものである。

(注3) 欄中に斜線が入っているものは、その試験の設定が無い（職種の追加前）ことを表す。

技能検定制度について

1 概要

技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的に、職業能力開発促進法に基づき行われているものである。

本制度は、昭和34年度から実施され、平成25年度には全国で約72万人の受検申請があり、約28万人が合格している。技能検定制度開始からの累計では、延べ約547万人が技能士となっている。

2 実施内容

技能検定は、厚生労働大臣が、政令で定める職種ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して、実技試験及び学科試験により行っている。

職種は、平成26年4月1日現在128職種である。これらについては、時代のニーズに合ったものとなるよう、職種・作業の新設・統廃合、試験基準の見直し等を毎年行っている。

等級区分は、職種により、①等級に区分するもの（特級、1級、2級、3級、基礎1級及び基礎2級）と、②等級に区分しないもの（単一等級）とがある。

3 実施体制

厚生労働大臣が定める実施計画に基づき、都道府県知事が技能検定を実施し、中央職業能力開発協会が試験問題の作成を行っている。なお、都道府県知事の行う業務のうち、技能検定受検申請書の受付、試験の実施等の業務は都道府県職業能力開発協会が行っている。

また、ファイナンシャル・プランニング等14職種については、当該職種に関連する民間機関が指定試験機関として指定を受け、技能検定の試験業務を行うこととなっている。

4 技能検定の合格者

技能検定に合格した者は、技能士と称することができ、特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者に対しては厚生労働大臣名の、その他の等級の技能検定の合格者に対しては都道府県知事名又は指定試験機関名の合格証書が交付される。

技能検定職種一覧表 (128 職種)

平成 26 年 4 月 1 日現在

	技能検定職種
建設関係 (32)	造園、さく井、建築板金、冷凍空調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ
窯業・土石関係 (1)	陶磁器製造
金属加工関係 (19)	金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、金属材料試験
一般機械器具関係 (12)	機械検査、機械保全、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図
電気・精密機械器具関係 (9)	電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、複写機組立て、電気製図
食料品関係 (7)	パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造
衣服・繊維製品関係 (8)	染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製
木材・木製品・紙加工品関係 (7)	機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、畳製作、表装
プラスチック製品関係 (2)	プラスチック成形、強化プラスチック成形
貴金属・装身具関係 (2)	時計修理、貴金属装身具製作
印刷製本関係 (3)	製版、印刷、製本
その他 (26)	<u>ウェブデザイン</u> 、 <u>キャリア・コンサルティング</u> 、 <u>ピアノ調律</u> 、 <u>ファイナンシャル・プランニング</u> 、 <u>知的財産管理</u> 、 <u>金融窓口サービス</u> 、 <u>着付け</u> 、 <u>レストランサービス</u> 、 <u>ビル設備管理</u> 、 <u>園芸装飾</u> 、 <u>ロープ加工</u> 、 <u>情報配線施工</u> 、 <u>化学分析</u> 、 <u>印章彫刻</u> 、 <u>ガラス用フィルム施工</u> 、 <u>塗料調色</u> 、 <u>義肢・装具製作</u> 、 <u>舞台機構調整</u> 、 <u>工業包装</u> 、 <u>写真調理</u> 、 <u>ビルクリーニング</u> 、 <u>ハウスクリーニング</u> 、 <u>産業洗浄</u> 、 <u>商品装飾展示</u> 、 <u>フラワー装飾</u>

注: 下線の 14 職種については、指定試験機関(民間機関)において実施することとなっている。

検定職種別受検申請者数の推移（過去6年分）

統廃合等の判断基準（1次判断基準）

（平成21年1月技能検定の職種等に見直しに関する専門調査委員会報告書・座長 北浦正行社会経済生産性本部事務局次長）
過去6年間の年間平均受検者数が100人以下のもの。ただし、以下の場合は検討対象から除外。

① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超の場合。

職種	受検申請者数						平均受検申請者数 (過去5年間)	備考	1次判断基準 の該当
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度			
金属溶解	46	70	55	43	94	15	54	5作業を3年毎に実施しており、②30名以上のため対象外（作業統合を行い、H26より3作業）。	対象外
鋳鉄キュポラ溶解作業	-	-	20	-	-	15			
鋳鉄誘導炉溶解作業	-	70	-	-	94	-			
鋳鋼アーク炉溶解作業	-	-	4	-	-	-			
鋳鋼誘導炉溶解作業	46	-	-	43	-	-			
鋳合金反射炉溶解作業	-	-	31	-	-	-	94	2作業を隔年実施しており、②50名以上のため対象外。	対象外
溶射	72	85	121	84	114	87			
防食溶射作業	72	-	120	-	114	-			
肉盛溶射作業	-	82	1	84	-	87			
縫製機械整備	85	83	92	-	78	-			
縫製機械整備作業	85	83	92	-	78	-	56	H23より隔年実施しており、②50名以上のため対象外。	対象外
機械木工	76	1	68	-	-	67			
機械木工作業	41	-	26	-	-	33			
木工機械整備作業	35	1	42	-	-	34			
木型製作	43	42	46	-	-	66			
模型製作作業	43	42	46	-	-	66	33	H25検討会において廃止が妥当と結論。	報告事項
陶磁器製造	77	16	95	-	16	83			
手ろくろ成形作業	-	16	-	-	16	-			
絵付け作業	77	-	95	-	-	83			
原型製作作業	-	-	-	-	-	-			
枠組壁建築	72	48	96	205	124	-	91	H25より隔年実施しており、②50名以上のため対象外。（H22、H23検討済み）。	対象外
枠組壁工事作業	72	48	96	205	124	-			
エーエルシーパネル施工	86	86	85	83	-	69			
エーエルシーパネル工事作業	86	86	85	83	-	69			
ウエルポイント施工	64	-	102	-	109	-			
ウエルポイント工事作業	64	-	102	-	109	-	46	隔年実施しており、②50名以上のため対象外（H22検討済み）。	対象外
印章彫刻	37	30	-	-	117	-			
木口彫刻作業	37	30	-	-	117	-			
ゴム印彫刻作業	-	-	-	-	-	-			
製版	112	123	111	86	80	70	97	今年度対象職種。	○検討対象
DTP作業	112	123	111	86	80	70			
複写機組立て	126	102	114	81	79	53			
複写機組立て作業	126	102	114	81	79	53			

統廃合等検討対象職種の概要

1 本年度の検討対象職種

(1) 製版

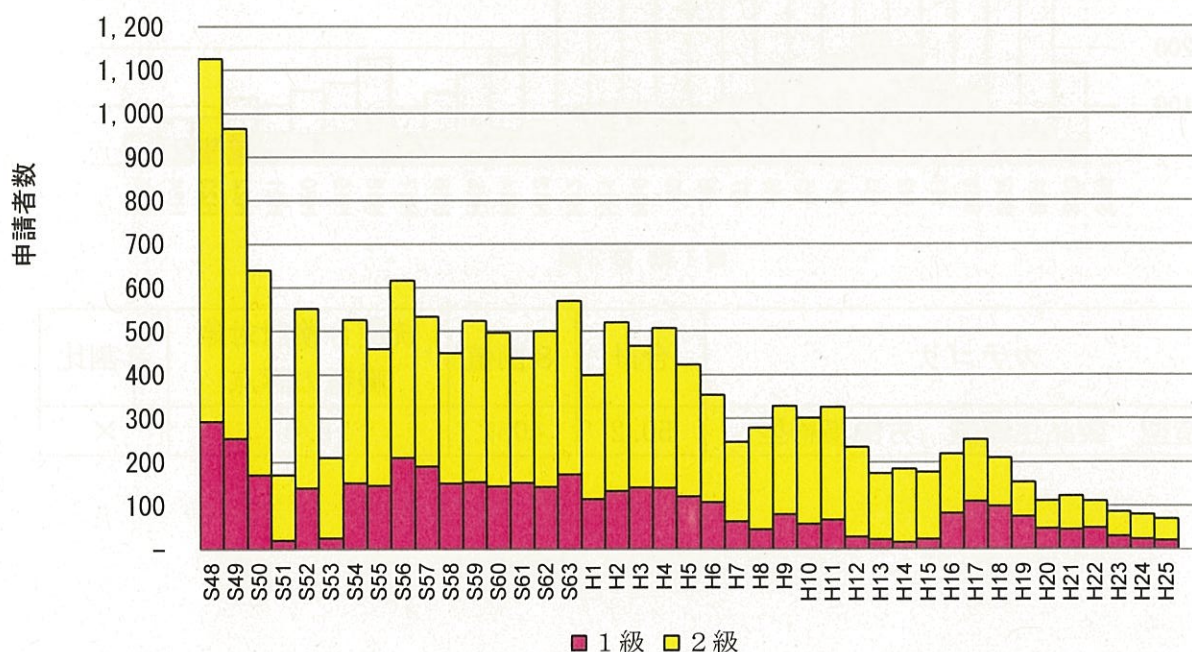
- ・印刷物を作成するための印刷用の版を作製する作業

昭和 37 年度に活版製版工職種として新設された。その後職種の追加及び名称変更を経て、昭和 48 年度に活版文選職種、活版植字職種、写真植字職種、写真凸版製版職種、プロセス製版写真職種、プロセス製版修整職種、プロセス製版焼付け職種及びプロセス製版校正職種の 8 職種を統合し製版職種となった。その後作業の追加及び統廃合が行われ、現在は DTP 作業のみとなっている。

昭和 48 年度以降は受検申請者数が減少傾向にあり、平成 23 年度以降は 100 人を下回る状況が続いている。平成 25 年度まで毎年試験を実施してきており、平成 26 年度も試験を実施する予定である。

平成 25 年度までの累計受検申請者数は 24,600 人（1 級 7,074 人、2 級 17,526 人）、累計合格者数は 8,843 人（1 級 2,493 人、2 級 6,350 人）である。

製版職種 受検申請者数の推移



カテゴリ			合計	8 割値	統廃合検討対象 職種の評点	8 割比
製造型	製品生産型	労働集約型	50.2	40.1	25.3	×

(2) 複写機組立て

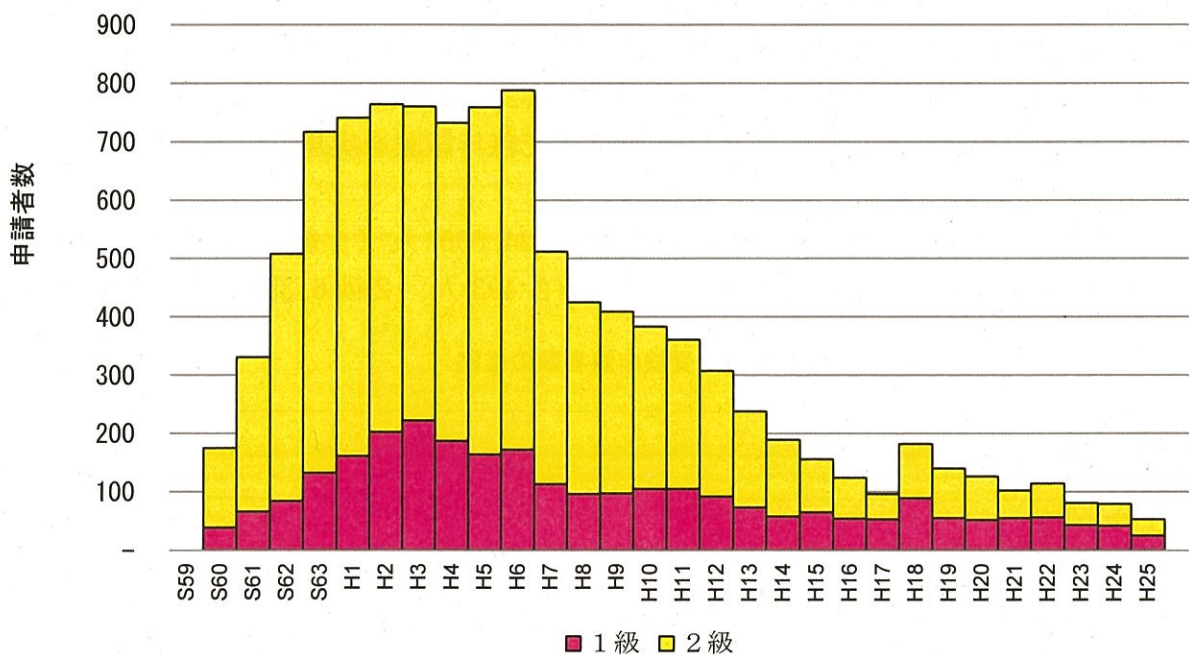
- ・ 静電複写機の組立て及び調整を行う作業

昭和 59 年度に**複写機組立て**職種として新設された。

平成 6 年度以降は受検申請者数が減少傾向にあり、平成 23 年度以降は 100 人を下回る状況が続いている。平成 25 年度まで毎年試験を実施してきたが、平成 26 年度は試験を休止している。

平成 25 年度までの累計受検申請者数は 10,352 人（1 級 2,757 人、2 級 7,595 人）、累計合格者数は 2,564 人（1 級 688 人、2 級 1,876 人）である。

複写機組立て職種 受検申請者数の推移



カテゴリー	合計	8 割値	統廃合検討対象 職種の評点	8 割比
製造型 製品生産型 労働集約型	50.2	40.1	5.0	×

2 昨年度以前の検討会から結論が持ち越しとなっている職種

(1) 機械木工

① 平成25年度以前の検討会における結論

平成25年度検討会において、

- ・ 職種統合後の受検申請者数を含めた評価が可能な状況になっていないこと

から、「平成25年度の受検申請者数を踏まえた上で判断する」という結論となっている。

② 当該検討会以降の実施状況

- a. 実施間隔：3年毎実施
- b. 受検申請者数の推移：
(平成22年度) 68名→(平成25年度) 67名
- c. 1次判断基準の達成：○(6年平均受検申請者数35名)

平成 25 年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書（一部抜粋）

平成 25 年 10 月

5 検討対象職種の都道府県方式による存続の可否について

以上を踏まえ、統廃合等検討対象 2 職種に係る都道府県方式による存続の可否について検討した。

(1) (略)

(2) 機械木工職種は職種統合したものの、6 年平均受検申請者数が 30 人未満と少ないことから、本来、職種廃止等の検討対象とすべきものであるが、統合後の受検申請者数を含めた評価可能な状況に至っていないことから、次回試験を実施する平成 25 年度の受検申請者数を踏まえた上で、関係業界団体による技能検定の活性化、受検申請者の増加に向けた取組及びその効果等社会的便益を改めて評価し、判断することが適当である。

(以下省略)

第 12 回「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」議事録（一部抜粋）

平成 25 年 9 月 6 日

○北浦座長 ということのようです。今後も類似例が出ると思いますので、一応参考までに。それではまだ残っておりますので、他の議題に移ります。機械木工職種について、既に統合した後の状況がありますので、これについて御説明を頂きたいと思います。

○事務局 それでは御説明いたします。今年度の検討対象については、木型製作とともに機械木工が対象となっておりますが、この機械木工についての状況を御説明します。先ほど御覧いただいた資料 2、検討会報告書 3 ページです。社会的便益の 4 で、機械木工職種については、これまでの検討会で、平成 21 年度以降、重ねて結論を議論していただき、結論を踏まえて木工機械整備職種と機械木工職種を統合した経過です。この統合の結論の経過において、社会的便益については先生方に御検討いただいているところで、その後まだ間もないという状況です。

引き続き 5 ページです。一番上の (2) です。機械木工職種は職種統合したわけですが、現時点でも 6 年平均で 30 人未満と非常に少ない状況です。そうすると、職種廃止等の検討対象としなければならないわけですが、先ほど申し上げたとおり、統合後の試験はまだ行っていないということで、これは平成 25 年度の後期ですので、統合後の受検申請者数を含めた評価をした上で、関係業界団体による技能検定の活生化の取組、受検申請者数の増加に向けた取組及びその効果、そういった社会的便益が改めて出た上で、評価して判断したほうがよろしいのではないかとということで整理しております。

○北浦座長 これは報告書の中身に入ってしまいますが、報告書 1 ページに職種の表があり、その「下 3 つ」が基準値に足りないものです。今日、先ほど御議論いただいたのが木型製作で、その下の 2 つ、木工機械整備と機械木工については、今の説明のように統合するということで足してみても、今のところでは数がどうも足りなさそうだということですが、今の説明にあったように、まだ統合後の試験が行われていないので、それに向けてのいろいろな努力をまだやっている最中かと思っておりますので、そういうものも踏まえた上で最終的に御議論いただく。ですから、今日はここで結論を頂くということではなく、今後御議論いただくということで御了解いただいておりますが、よろしいですか。

そうしますと、今の表の 3 つ、今年度の対象となるのは、ボーダーライン 3 職種ですから、一応 3 つとも御議論したことになるかと思えます。それを踏まえて、全体の検討会報告書をまとめていただいたわけですが、もう既にいろいろな所を読んでしまっていますが、全体をまとめて御説明をいただきたいと思います。

（以下省略）

統廃合等検討対象職種の社会的便益に係る 業界団体へのヒアリング項目

本紙は、平成 21 年度～平成 25 年度に実施した技能検定職種の統廃合等に関する検討会において、検討対象職種となった職種の関係業界団体へのヒアリング項目をまとめたもの。

当該検討会においては、下記の質問事項に基づいて、事務局側が事前に業界団体に対してヒアリングを実施し、それを踏まえて、検討会において専門調査員が業界団体に対して直接ヒアリングする形式となっている。

1 団体・業界の状況について

- (1) 所属企業数（労働者数）の 10 年間の推移
- (2) 所属企業数（労働者数）の業界に占める割合
- (3) 業界の市場規模の変動
- (4) 業界に関する社会情勢の急激な変化等の考慮すべき事項
- (5) その他参考となる事項

2 当該職種の技能検定の活用の現状について

- (1) 業界内での受検勸奨状況
- (2) 業界及び傘下企業における技能検定の活用状況
- (3) 業界及び傘下企業における技能士の活用状況
- (4) 業界内の傘下企業における技能士の処遇状況
- (5) 業界内の傘下企業における当該職種の従事者数に占める技能士の割合
- (6) 当該職種の技能検定が国家検定でなくなった場合の、下記観点からの具体的な弊害
 - ① 各業界、傘下企業、労働者の観点から下記の各事項について
 - a 業界内における円滑な技能継承
 - b 業界内における品質水準の確保
 - c 業界内における統一的な技能評価
 - d 企業の能力開発計画における目標設定
 - e 企業内における社員教育
 - f 企業の若年技能者の確保・定着
 - g 労働者及びその雇用企業に対する、技能士現場常駐制度等の制度上の技能士優遇措置
 - h 労働者の技能者としての自信の形成
 - i 労働者の技能者としてのキャリア形成

② 国家の安心・安全確保等の観点から下記の各事項について

- a 消費者の生活における安心・信頼確保
- b 国家の将来的な伝統産業振興
- c 国家の将来的な国際競争力・技術力維持

3 当該職種の技能検定の問題点、今後の需要及びそれを見込んだ対策について

(1) 当該職種の技能検定の受検申請者数が増加しない要因及びその解消見込み

- ① 当該職種に係る技能を要する対象物（木型）の需要の変動
- ② 当該職種に要する技能の質の変化（自動化等による仕事の変化）
- ③ 当該職種における若年者の新規参入の程度、従業者数の変動
- ④ その他考えられる要因

(2) 当該職種の技能検定の活性化（受検者数増加のための方策）

- ① 業界が予定又は検討している具体的取組み
- ② 上記取組みにより、見込まれる受検者数増加の見込み数

(3) 団体の当該職種の技能検定実施に係る協力内容

(4) 都道府県方式での実施が困難となった場合に指定試験機関となる意思の確認

(5) 職種統合の可能性等について

- ① 当該職種において重要な技能のうち、他の既存の職種でも活用可能と見料されるもの
- ② 既存の技能検定職種のうち、必要な技能が共通している職種
- ③ 当該職種の受検を、代替できる可能性のある他の既存の職種

パブリックコメントのイメージ

技能検定職種の統廃合等に関する意見募集について

平成 26 年 月 日
厚生労働省
職業能力開発局
能力評価課

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条に基づき実施される技能検定は、現在 128 職種が実施されています。（別添 1 参照）

技能検定については、平成 20 年度に「技能検定職種の統廃合等の見直しに関する専門調査員会」を開催し、平成 21 年 1 月に、①検定職種の統廃合等に係る検討体制、②統廃合等の作業計画、③統廃合等の判断基準、等を内容とする報告書がとりまとめられました。（別添 4 参照）

厚生労働省としては、本報告書に基づき技能検定職種の統廃合等の推進を図るため、学識経験者その他の有識者からなる「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を開催し、必要な検討を行っております。（別添 5 参照）

当該検討会に当たっては、パブリックコメントを行うこととなっており、については、平成 26 年度の検討対象職種となっている「複写機組立て」職種（別添 2 参照）及び「製版」職種（別添 3 参照）の統廃合等について、広く国民の皆様からご意見を募集いたします。

なお、当該職種の関係業界団体に対してヒアリングを行い、下記のとおり団体からの意見を取りまとめたところですので、ご参照ください。

- 「複写機組立て」職種の技能検定協力業界団体からの意見
- 「製版」職種の技能検定協力業界団体からの意見

〔ご意見の提出方法〕

下記の事項を記入のうえ、インターネット、ファクシミリ又は郵送のいずれかの方法で、厚生労働省職業能力開発局能力評価課あてに提出してください。

- ①氏名（法人の場合は法人名）
- ②職業
- ③年齢
- ④住所

⑤ご意見

※ 個人又は法人の属性に関する情報については、寄せられたご意見とともに公表させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

※ ご意見の提出は日本語に限らせていただきます。

※ お寄せいただいたご意見に対して個別には回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

〔宛先〕

インターネットの場合（ここをクリックしてください）

*入力フォームの「※件名」欄に「技能検定職種の統廃合等に関する意見」と入力してください。

ファクシミリの場合

03-3502-8932

厚生労働省 職業能力開発局 能力評価課

（パブリック・コメントと明示して下さい。）

郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 職業能力開発局 能力評価課

（パブリック・コメントと明示して下さい。）

〔期限〕

平成 26 年 月 日（ ） 17 時必着 ※郵送の場合は同日必着

技能検定制度について

1 概要

技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的に、職業能力開発促進法に基づき行われているものである。

本制度は、昭和 34 年度から実施され、平成 25 年度には全国で約 72 万人の受検申請があり、約 28 万人が合格している。技能検定制度開始からの累計では、延べ約 547 万人が技能士となっている。

2 実施内容

技能検定は、厚生労働大臣が、政令で定める職種ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して、実技試験及び学科試験により行っている。

職種は、平成 26 年 4 月 1 日現在 128 職種である。これらについては、時代のニーズに合ったものとなるよう、職種・作業の新設・統廃合、試験基準の見直し等を毎年行っている。

等級区分は、職種により、①等級に区分するもの（特級、1 級、2 級、3 級、基礎 1 級及び基礎 2 級）と、②等級に区分しないもの（単一等級）とがある。

3 実施体制

厚生労働大臣が定める実施計画に基づき、都道府県知事が技能検定を実施し、中央職業能力開発協会が試験問題の作成を行っている。なお、都道府県知事の行う業務のうち、技能検定受検申請書の受付け、試験の実施等の業務は都道府県職業能力開発協会が行っている。

また、ファイナンシャル・プランニング等 14 職種については、当該職種に関連する民間機関が指定試験機関として指定を受け、技能検定の試験業務を行うこととなっている。

4 技能検定の合格者

技能検定に合格した者は、技能士と称することができ、特級、1 級及び単一等級の技能検定の合格者に対しては厚生労働大臣名の、その他の等級の技能検定の合格者に対しては都道府県知事名又は指定試験機関名の合格証書が交付される。

技能検定職種一覧表（128 職種）

平成 26 年 4 月 1 日現在

	技能検定職種
建設関係	造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ
窯業・土石関係	陶磁器製造
金属加工関係	金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、金属材料試験
一般機械器具関係	機械検査、機械保全、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図
電気・精密機械器具関係	電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、複写機組立て、電気製図
食料品関係	パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造
衣服・繊維製品関係	染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製
木材・木製品・紙加工品関係	機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、畳製作、表装
プラスチック製品関係	プラスチック成形、強化プラスチック成形
貴金属・装身具関係	時計修理、貴金属装身具製作
印刷製本関係	製版、印刷、製本
その他	<u>ウェブデザイン</u> 、 <u>キャリア・コンサルティング</u> 、 <u>ピアノ調律</u> 、 <u>ファイナンシャル・プランニング</u> 、 <u>知的財産管理</u> 、 <u>金融窓口サービス</u> 、 <u>着付け</u> 、 <u>レストランサービス</u> 、 <u>ビル設備管理</u> 、 <u>園芸装飾</u> 、 <u>ロープ加工</u> 、 <u>情報配線施工</u> 、 <u>化学分析</u> 、 <u>印章彫刻</u> 、 <u>ガラス用フィルム施工</u> 、 <u>塗料調色</u> 、 <u>義肢・装具製作</u> 、 <u>舞台機構調整</u> 、 <u>工業包装</u> 、 <u>写真</u> 、 <u>調理</u> 、 <u>ビルクリーニング</u> 、 <u>ハウスクリーニング</u> 、 <u>産業洗浄</u> 、 <u>商品装飾展示</u> 、 <u>フラワー装飾</u>

注：下線の14 職種については、指定試験機関（民間機関）において実施することとなっている。

製版職種の概要

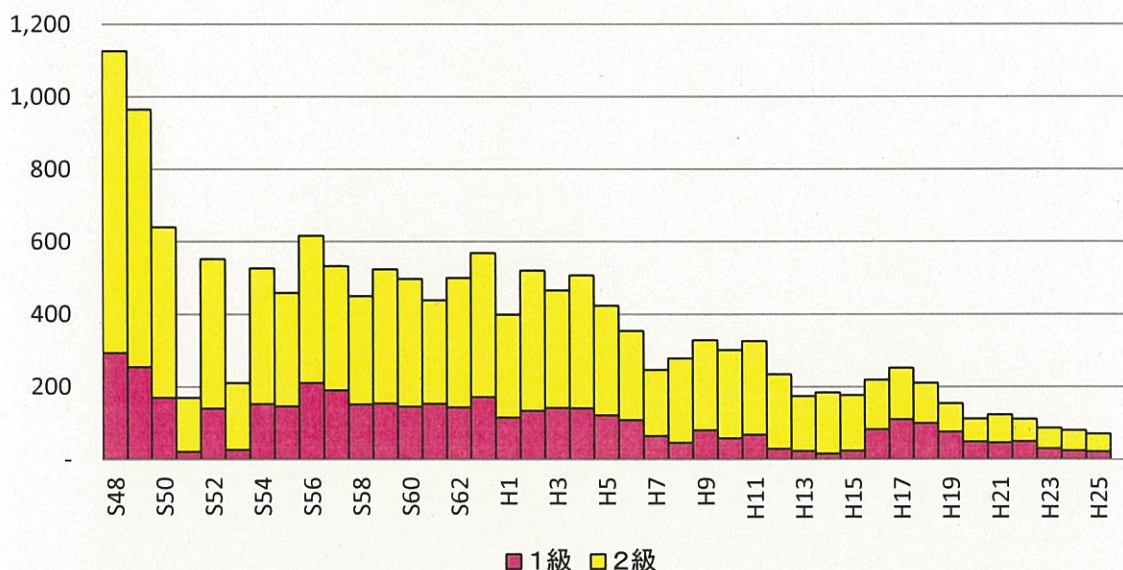
- ・印刷物を作成するための印刷用の版を作製する作業

昭和37年度に活版製版工職種として新設された。その後職種の追加及び名称変更を経て、昭和48年度に活版文選職種、活版植字職種、写真植字職種、写真凸版製版職種、プロセス製版写真職種、プロセス製版修整職種、プロセス製版焼付け職種及びプロセス製版校正職種の8職種を統合し製版職種となった。その後さらにプロセス製版カラスキャナ作業、単色写真製版作業、電算写真植字作業、DTP作業及び電子製版CEPS作業を追加したが、作業の統廃合が行われ現在はDTP作業のみとなっている。

昭和48年度以降は受検申請者数が減少傾向にあり、平成23年度以降は100人を下回る状況が続いている。平成25年度まで毎年試験を実施してきており、平成26年度も試験

試験実施状況

製版職種 受検申請者数の推移



「製版」職種の受検申請者数の推移（過去6年分）

職種統廃合等の検討対象となる判断基準（1次判断基準）

過去6年間の年間平均受検者数が100人以下のもの。ただし、以下の場合は検討対象から除外。

- ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超の場合。
- ② 隔年又は3年毎の実施で、平均受検申請者数が50人又は30人に達する場合。

職種	受検申請者数						平均受検申請者数 (過去6年間)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
製版	112	123	111	86	80	70	97
DTP作業	112	123	111	86	80	70	

複写機組立て職種の概要

・ 静電複写機の組立て及び調整を行う作業

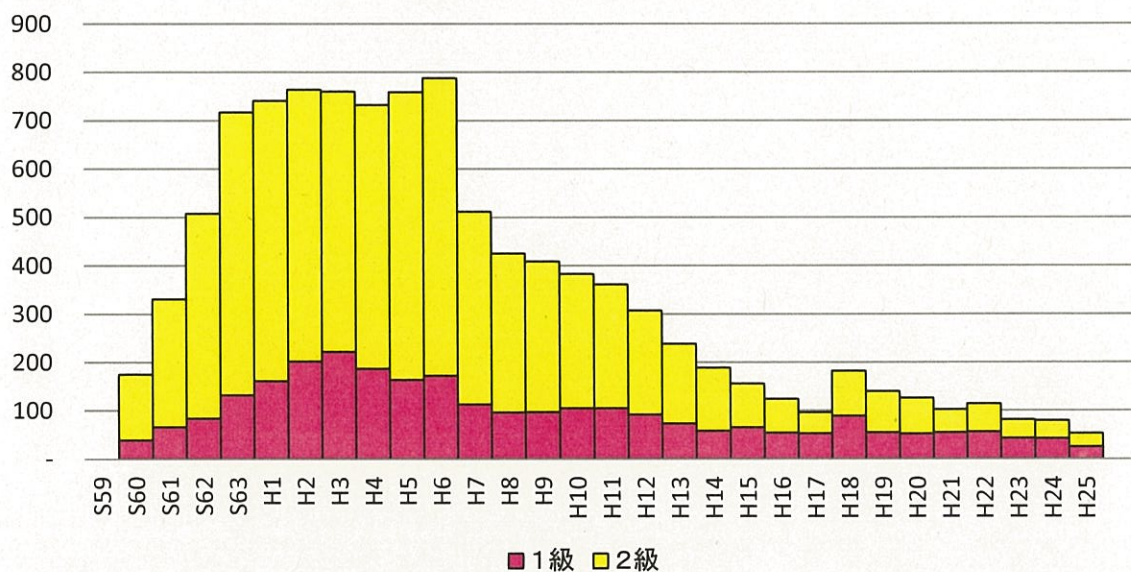
昭和59年度に複写機組立て職種として新設された。

平成6年度以降は受検申請者数が減少傾向にあり、平成23年度以降は100人を下回る状況が続いている。平成25年度まで毎年試験を実施してきたが、平成26年度は試験を休止している。

平成25年度までの累計受検申請者数は10,352人（1級2,757人、2級7,595人）、累計合格者数は2,564人（1級688人、2級1,876人）である。

試験実施状況

複写機組立て職種 受検申請者数の推移



「複写機組立て」職種の受検申請者数の推移（過去6年分）

職種統廃合等の検討対象となる判断基準（1次判断基準）

過去6年間の年間平均受検者数が100人以下のもの。ただし、以下の場合は検討対象から除外。

- ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超の場合。
- ② 隔年又は3年毎の実施で、平均受検申請者数が50人又は30人に達する場合。

職種	受検申請者数						平均受検申請者数 (過去6年間)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
複写機組立て	126	102	114	81	79	53	93
複写機組立て作業	126	102	114	81	79	53	

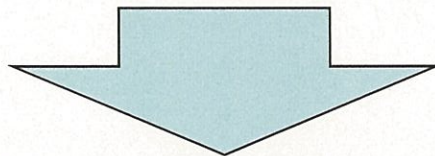
技能検定の職種等の統廃合等について

行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)

既存の職種については、民間の指定試験機関への移行を促進するとともに、経済社会情勢の変化に対応した統廃合を行う。

規制改革推進のための第2次答申(平成19年12月25日規制改革会議)

検定職種の統廃合・新設、民間参入を着実に推進するため、(中略)例えば、受検者数が年間100名以下の検定職種等については廃止する方向で検討を進めることとするなど、定量的な基準を盛り込むべきである。



技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書

(平成21年1月座長北浦正行社会経済生産性本部事務局次長)

1 検討体制

技能検定制度に精通した有識者を構成員とする検討会において毎年度検討することが適当

2 作業計画

前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し(第1次判断)、当該職種の社会的便益を検討・勘案し(第2次判断)、統廃合の可否について検討することが適当

3 統廃合等の判断基準

検討対象職種の選定(第1次判断)

過去6年間の年間平均受検者数が100人以下。
ただし、以下の場合には検討対象から除外。

- ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超
- ② 隔年又は3年ごとの実施で、各実施年における受検者数が約100人に達する場合

100人以下
の場合

社会的便益の評価(第2次判断)

①業界、②受検者、③雇用主、④消費者のそれぞれにとっての社会的便益を勘案し、職種存続の適否を判断

※社会的便益を一般指標化し、職種をグループ分けして第2次判断の基準を明確にすることが適当

4 検討過程の客観性・透明性の確保

- ① 第1次判断には、毎年度過去6年間の受検者数を公表することが適当

技能検定職種の統廃合等に関する検討会開催要綱

1 趣旨

技能検定については、平成20年度に「技能検定職種の統廃合等の見直しに関する専門調査員会」を開催し、平成21年1月に、①検定職種の統廃合等に係る検討体制、②統廃合等の作業計画、③統廃合等の判断基準、等を内容とする報告書がとりまとめられたところである。

厚生労働省としては、本報告書に基づき技能検定職種の統廃合等の推進を図るため、学識経験者その他の有識者からなる「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を開催し、必要な検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 統廃合等を判断する際の社会的便益の評価について
- (2) 職種の統廃合等について
- (3) その他

3 検討会の構成

- (1) 検討会は、職業能力開発専門調査員規程（平成13年1月6日厚生労働省訓第18号）に基づき、厚生労働省職業能力開発局長が委嘱する専門調査員（別紙参照）により構成されるものとする。
- (2) 検討会の座長は参集者の互選により選出するものとする。
- (3) 検討会は、必要に応じて参集者以外の者の意見を聞くことができる。

4 検討会の運営

- (1) 検討会は、厚生労働省職業能力開発局長が、随時、構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の庶務は、厚生労働省職業能力開発局能力評価課において行う。

5 会議及び議事録の公開

会議、議事録及び資料を公開とする。

ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができることとする。

(別紙)

技能検定職種の統廃合等に関する検討会委員名簿

平成 26 年 10 月 23 日

梅津 二郎	職業能力開発総合大学校建築システム工学科 名誉教授
大野 高裕	早稲田大学理工学術院 教授
北浦 正行	公益財団法人日本生産性本部 参事
柴田 裕子	三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社 革新創造センター 部長
松井 泰則	立教大学 経営学部長
松本 宏行	ものづくり大学製造技能工芸科 准教授
八木澤 徹	株式会社日刊工業新聞 論説委員
和田 正毅	職業能力開発総合大学校能力開発院 基盤ものづくり系（機械加工ユニット） 教授

五十音順・敬称略

職種カテゴリごとの平均評点及び8割値

		平成21年度調査		平成25年度調査	
カテゴリ		合計	8割値	合計	8割値
建設型		50.9	40.7	52.4	41.9
製造型	製品生産型	労働集約型		50.6	40.5
		機械化型		46.7	37.4
	生産支援型	整備型		49.1	39.3
		生産基盤提供型		46.5	37.2
工芸型		53.6	42.9	51.4	41.2
サービス型		52.8	42.2	51.6	41.3

技能検定の社会的便益に係る調査方法等について

1 アンケート配付数及び回収状況

(1) 配付先の選定及び調査票の配付

技能検定の社会的便益に係るアンケート調査は、都道府県方式で実施している技能検定職種(全 114 職種)の協力団体(主として技能検定試験問題の作成に協力いただいている団体。)

計 311 団体に対して、調査票(別添参照)を配付することにより実施。

調査票は平成 25 年 11 月 8 日付けで 114 職種 311 団体に対して郵送により配付。

(2) 調査票の回収

平成 26 年 10 月 22 日までに 107 職種 202 団体(回収率 65%)から回答を得た。

なお、アルミニウム陽極酸化処理、ダイカスト、電子回路接続、半導体製品製造、紳士服製造、コンクリート圧送施工及び化学分析の 7 職種については、回答が得られなかった。

2 回答の集計方針

回収したアンケート調査票は、以下の考え方に基づいて点数化の上、集計を行った。

(1) 個別の回答に対し、以下の配点を行う。

ア 回答肢が ABCDE の 5 項目である設問 : A=5 点、B=4 点、C=3 点、D=2 点、E=1 点

イ 回答肢が AB の 2 項目である設問 : A=5 点、B=1 点

ウ 回答が空欄である設問 : 計算からは除外する(ゼロ扱いはいしない。)

(2) 同一の職種に複数団体から回答を得た場合は、その平均値をもって当該職種の点数とする。

(3) 問 1 の得点に対し、問 3 の回答を踏まえた補正を行う。

ア 設問ごとに、カテゴリ別の平均値と標準偏差(σ)を算出する。

イ 問 3 の点数がカテゴリ別の「平均値 -2σ 」を下回る場合は 2 点、「平均値 $-\sigma$ 」を下回る場合は 1 点を、問 1 の点数から減ずる。

(4) 補正後の点数の合計値をもって、カテゴリごとの平均値の 8 割値と比較する。

3 社会的便益 12 項目のウエイト付け評価について

社会的便益の 12 項目の得点を 100 点満点に換算し、ウエイト付けの評価を行った。

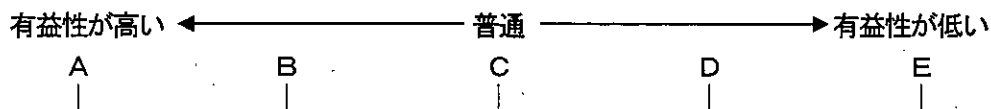
社会的便益に係る調査票

団 体 名		電 話 番 号	
ご担当者名		F A X 番 号	
問1～4について、お答えください。		職 種 名	

問1 試験実施等にご協力いただいている技能検定職種（外国人技能実習生向けの基礎2級等の試験は除く。以下、「当該職種」という。）に関し、次の9項目について、その有益性の程度を以下の採点基準（記号A～E）の中から当てはまるものについて採点表の評価欄へご記入をお願いします。

（技能検定の等級によって回答が異なる場合は、1級についてご回答の上、他の級については問2に記入して下さい。）

＜採点基準＞



＜採点表＞

項目		評価
業界にとっての 便益	① 業界における円滑な技能継承のため	
	② 業界において、一定水準の品質を持つ製品を安定に供給するため（製品の製造過程で必要とされる部品、材料、原型、サービスなどの供給を含める。）	
	③ 業界内の統一的な技能評価のため	
企業にとっての 便益	④ 企業の能力開発計画における目標設定のため	
	⑤ 企業内における社員教育のため	
	⑥ 企業の若手技能者の確保・定着のため	
受検者にとっての 便益	⑦ 技能士現場常駐制度や他資格の受験資格付与などの技能士優遇措置のため	
	⑧ 受検者が技能者としての自信を形成するため （例：自分の技能を磨くため など）	
	⑨ 受検者が技能者としてのキャリア形成の一環に利用するため （例：転職に役立てる、昇級の目標設定にする など）	

問2 当該職種に関し、上記項目以外に、技能検定の有益性の高い事項がありましたら、ご記入ください。

--

問3 当該職種について、A～Eのうち当てはまるものに○をつけて下さい。

(1) 貴団体の会員企業において、技能継承に技能検定はどの程度活用されていますか。

ほぼ全ての企業で 活用している	7～8割の企業で 活用している	4～6割の企業で 活用している	2～3割の企業で 活用している	活用している企業は ほぼない
A	B	C	D	E

(2) 貴団体の会員企業において、一定水準の品質を持つ製品を安定に供給するために、技能検定はどの程度利用されていますか。(製品の製造過程で必要とされる部品、材料、原型などの供給を含める。)

ほぼ全ての企業で 利用している	7～8割の企業で 利用している	4～6割の企業で 利用している	2～3割の企業で 利用している	利用している企業は ほぼない
A	B	C	D	E

(3) 貴団体の会員企業において、業界内の統一的な技能評価として、技能検定はどの程度関係していますか。

全国規模の技能評価に関係している。	グループ企業の技能評価に関係している
A	B

(4) 貴団体の会員企業において、企業の能力開発計画における目標設定として、技能検定はどの程度利用されていますか。

ほぼ全ての企業で 利用している	7～8割の企業で 利用している	4～6割の企業で 利用している	2～3割の企業で 利用している	利用している企業は ほぼない
A	B	C	D	E

(5) 貴団体の会員企業において、企業内における社員教育に、技能検定はどの程度利用されていますか。

ほぼ全ての企業で 利用している	7～8割の企業で 利用している	4～6割の企業で 利用している	2～3割の企業で 利用している	利用している企業は ほぼない
A	B	C	D	E

(6) 貴団体の会員企業において、企業の若手技能者の確保・定着の手段として、技能検定はどの程度利用されていますか。

ほぼ全ての企業で 利用している	7～8割の企業で 利用している	4～6割の企業で 利用している	2～3割の企業で 利用している	利用している企業は ほぼない
A	B	C	D	E

(7) 技能士現場常駐制度や他資格の受験資格付与などの公的な技能士優遇措置はありますか。

優遇措置がある	優遇措置は特にない
A	B

(8) 貴団体の会員企業において、技能検定合格者に対して、手当・賞与、昇級などの処遇における優遇措置はどの程度設定されていますか。

ほぼ全ての企業に ある	7～8割の企業に ある	4～6割の企業に ある	2～3割の企業に ある	該当する企業は ほぼない
A	B	C	D	E

(9) 貴団体の会員企業に所属する労働者のうち、技能検定合格の資格をお持ちの方はどの程度を占めていますか。

ほぼ全ての労働者が保有している	7～8割の労働者が保有している	4～6割の労働者が保有している	2～3割の労働者が保有している	ほとんどの労働者が保有していない
A	B	C	D	E

(10) 貴団体の会員企業に所属する労働者で、技能検定を受検されている方のうち、「自発的に受検された方」はどの程度を占めていますか。

ほぼ全ての受検者	7～8割の受検者	4～6割の受検者	2～3割の受検者	ほとんどいない
A	B	C	D	E

(11) 貴団体の会員企業において、社内での昇級の指標として技能検定合格の資格はどの程度利用されていますか。

ほぼ全ての企業で利用している	7～8割の企業で利用している	4～6割の企業で利用している	2～3割の企業で利用している	利用している企業はほぼない
A	B	C	D	E

(12) 貴団体の会員企業において、熟練技能労働者の転職者の採用に、技能検定合格の資格はどの程度考慮されていますか。

ほぼ全ての企業で考慮している	7～8割の企業で考慮している	4～6割の企業で考慮している	2～3割の企業で考慮している	考慮している企業はほぼない
A	B	C	D	E

問4 我が国の安心・安全と安定した発展を確保するための観点から、試験実施等にご協力いただいている技能検定職種の有効性について当てはまる数字に○をつけて下さい。

(1) 消費者・国民の生活にとっての安心や信頼の確保のために、技能検定はどの程度有効と思われますか。

非常に有効である	ある程度有効である	どちらでもない	あまり有効でない	有効でない
A	B	C	D	E

(2) 国の伝統産業の振興の将来性について、技能検定が存在することは、どの程度有効と思われますか。

非常に有効である	ある程度有効である	どちらでもない	あまり有効でない	有効でない
A	B	C	D	E

(3) 国の将来的な国際競争力・技術レベルの維持のために、技能検定が存在することはどの程度有効と思われますか。

非常に有効である	ある程度有効である	どちらでもない	あまり有効でない	有効でない
A	B	C	D	E

ご協力ありがとうございました。

技能検定の職種統廃合の状況について(～平成25年度実施の検討会分)

年度	検討会候補職種(検討会実施時点)	検討された職種(報告時点)	施行した職種(施行時点)
21年度	漆器製造(業界団体と廃止の方向で調整済みのため除外)		
	ワイヤメッキ製品製造(業界団体と廃止の方向で調整済みのため除外)		
	コンクリート積みブロック		
	製材のこ目立て		
	金属研磨仕上げ		
	竹工芸		
	ガラス製品製造		
	れんが積み		
	建築図面製図		
	木工機械整備		
22年度	エーデルシュハール施工(30人以上のため除外)		
	枠組壁建築(30人以上のため除外)		
	建築機械整備(30人以上のため除外)		
	木型製作(30人以上のため除外)		
	印章彫刻(30人以上のため除外)		
	機械木工(30人以上のため除外)		
	陶磁器製造(30人以上のため除外)		
		コンクリート積みブロック(廃止又は統合)	漆器製造(廃止、政令改正)→平成23年度試験から反映
		製材のこ目立て(廃止又は統合)	ワイヤメッキ製品製造(廃止、政令改正)→平成23年度試験から反映
		金属研磨仕上げ(廃止又は統合)	
23年度	竹工芸(廃止又は統合)		
	ガラス製品製造(廃止又は統合)		
	れんが積み(廃止又は統合)		
	建築図面製図(廃止又は統合)		
	木工機械整備(廃止又は統合)		
	枠組壁建築		
	エーデルシュハール施工		
	機械木工		
		コンクリート積みブロック(廃止、政令改正)→平成24年度試験から反映	
		製材のこ目立て(廃止、政令改正)→平成24年度試験から反映	
24年度	金属研磨仕上げ(廃止、政令改正)→平成24年度試験から反映		
	竹工芸(廃止、政令改正)→平成24年度試験から反映		
	ガラス製品製造(廃止、政令改正)→平成24年度試験から反映		
	れんが積み(廃止、政令改正)→平成24年度試験から反映		
	建築図面製図(廃止、政令改正)→平成24年度試験から反映		
	枠組壁建築(H23年度までの6年平均により、実施間隔を判断))		
	エーデルシュハール施工(H24年度実施結果により、実施間隔を判断))		
	エーデルシュハール施工(隔年実施又は指定試験機関化)		
	機械木工(廃止又は統合)		
	枠組壁建築(H24の実施結果も含めて判断))		
25年度	印章彫刻(3年毎実施であり、6年平均が下がってきているため、H24の実施結果を見て判断))		
	木型製作		
	機械木工		
		木型製作(廃止又は指定試験機関化)	
		機械木工(次回試験を実施する平成25年度の受検申請者数を踏まえ上で判断)	

○ 各年度の検討会では、その前年度までの実施結果を基に検討を行っている。
 ○ 22年度実施の検討会では、6年平均受検申請者数が30人以下の職種を、23年度実施の検討会では、6年平均受検申請者数が50人以下の職種を対象とするなど、段階的に検討対象の規模を引き上げていくことが適当とされている(H21.1「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員報告書」)。

技能検定職種数の推移（平成14年度～）

参考1-3

	新設	統廃合	指定試験機関 方式への移行	増減	累計 (カッコ内は都道府県方式の職種数)
平成14年度	④ (ファイナンシャル・プランニング、金融窓 口サービス、レストランサービス、ガラス 用フィルム施工)	—		4	137 (131)
平成15年度	—	—		—	137 (131)
平成16年度	① (情報配線施工)	① (眼鏡レンズ加工)	1 (ビル設備管理)	—	137 (131)
平成17年度	—	—		—	137 (129)
平成18年度	—	—		—	137 (129)
平成19年度	② (ウェブデザイン、知的財産管理※)	③ (家庭用電気治療器調整、ほうろう加工、 浴槽設備施工：いずれも廃止)		▲1	137 (129)
平成20年度	① (キャリア・コンサルティング)	① (工業彫刻：機械加工へ統合)		—	136 (126)
平成21年度	① (着付け)	① (スレート施工：廃止)		—	136 (125)
平成22年度	② (ピアノ調律、ハウスクリーニング)	② (アインゼミックス製品製造、漆器製造：いずれ も廃止)		—	136 (124)
平成23年度	—	⑦ (金属研磨仕上げ、製材のご目立て、竹工 芸、ガラス製品製造、れんが積み、コンク リート積みブロック施工、建築図面製作： いずれも廃止)		▲7	136 (122)
平成24年度	—	① (木工機械整備：機械木工に統合)		▲1	129 (115)
平成25年度	—	—		—	128 (114)
平成26年度 (予定)	—	—		—	128 (114)

※ 新設職種はいずれも指定試験機関方式の職種 統廃合職種はいずれも都道府県機関方式の職種

※ ○で囲った数字は、当該年度に施行、同年度の試験実施計画に反映されているもの（平成19年度の知的財産管理のみ、次年度からの反映。）。
□で囲った数字は、翌年度の試験実施計画に反映されているもの。

技能検定の作業の統廃合等について

資料2-1

作業の統廃合等に係る検討対象の選定基準

(H24. 11. 13技能検定職種の統廃合等に関する検討会)

技能検定の作業の統廃合等に係る検討対象は、作業の6年平均受検申請者数が下表の基準を下回ったものとする。

ただし、検討対象を選定は、最左列の「優先順位」の順とする。

優先 順位	実施頻度	当該作業が含まれる職種の作業数		
		1 作業	2 作業	3 作業以上
1	毎年	29人以下	14人以下	8人以下
	隔年			
	3年毎			
2	毎年	100人以下	50人以下	30人以下
	隔年	49人以下	24人以下	14人以下
	3年毎	29人以下	14人以下	8人以下
3	当面休止 又は 不定期実施	受検申請者数に関する規定なし		

作業の統廃合等に係る検討体制及び検討内容

(H24. 11. 13技能検定職種の統廃合等に関する検討会)

検討対象となった作業については、職種ごとに職業能力開発専門調査委員会を設置し、技能検定の活性化を図る施策を含め以下の観点から検討を行う。

- (1) 試験内容の妥当性について
- (2) 関係業界の取組みについて
- (3) 社会的便益の状況について
- (4) 試験実施間隔の見直しについて

上記観点からの検討の後、必要な取組みを促し、3年間程度は改善状況について情報収集。改善が見込めなければ、再度当該作業の統廃合等について、必要に応じて職業能力開発専門調査委員会で検討。



平成26年度 技能検定の作業の統廃合等の検討対象

- 軽合金溶解炉溶解作業（金属溶解職種・6年平均受検申請者数5.2人）
- 数値制御ボール盤作業（機械加工職種・6年平均受検申請者数7.0人）
- 化学洗浄作業（産業洗浄職種・6年平均受検申請者数11.2人）※
- スクリーンなせん作業（染色職種・当面休止中（最終実施：平成7年度））
- 型紙なせん作業（染色職種・当面休止中（最終実施：平成16年度））
- 紳士注文服製作作業（紳士服製造職種・当面休止中（最終実施：平成2年度））

※ 平成25年度から継続して検討中

技能検定制度における作業の統廃合等に係る検討対象の選定基準等について

平成 24 年 11 月 13 日

技能検定職種の統廃合等に関する検討会

1 趣旨

- (1) 技能検定は、労働者の技能向上の目標や企業内の人材育成のツールとして、基幹産業の発展に貢献してきたところであるが、引き続きこの制度の安定的な運営を図るためには変化する産業動向に適合したものとする必要がある。
- (2) こうした中で、平成 23 年 10 月の総務省「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査の結果（勧告）」において、技能検定制度等に対して「受験者数が少なくなっている資格について、その必要性等を再度検討し、廃止、類似する他の資格との統合等を含めその在り方を見直すこと。」との指摘がなされたところである。
- (3) このため、技能検定試験について関係者の意見を踏まえ、必要な基盤となる技能と技術革新とが整合した見直しを定期的に行うことが重要であり、これまで技能検定職種の統廃合等の検討が進められてきたところであるが、更に技能検定試験の実施単位である作業についても、受験者数の少ない技能検定作業を対象に、計画的な検証を行い、必要な見直しを行う必要がある。
- (4) 具体的には、見直しの進め方として、まず、試験内容の妥当性、技能検定活用への業界の取組等の技能検定の活性化のための取組を優先して、検討及び実施することとし、そのような検討を行っても受験者数が増加しない作業については、他の作業との統合あるいは作業の廃止の検討を行う。
- (5) なお、検討に当たっては、対象となる作業分野に係る専門家により、既存作業との類似性や関係等技術的な側面を踏まえて実施する必要がある。

2 作業の統廃合等の検討対象の選定基準

全ての作業について検証を行い、必要な見直しを行うことが望ましいが、対象数が膨大であり、変化する産業動向や作業現場の実態への対応や見直しの効率性の観点から、優先順位を明確にする必要がある。このため、前掲の総務省勧告も踏まえ、受験者数の少ない作業を検討対象とすることとし、以下の基準により選定すべきである。

なお、検討対象としては、下記の(1)～(3)の各々の③に該当する過去6年間の1作業当たりの年間平均受験申請者数（以下、「平均受験申請者数」という。）であるにも関わらず、「当面休止又は不定期実施」となっていないものを優先するとともに、順次「当面休止又は不定期実施」となっているものについても検討対象とする。

(1) 1 職種 1 作業の場合

平均受験申請者数 100 人以下(直近 2 実施年の受験申請者数がいずれも 100

人を超えているものを除く)。

但し、以下の場合には検討対象から除外。

- ① 平均受検申請者数 50 人以上で、隔年毎の実施であるもの
- ② 平均受検申請者数 30 人以上で、3 年毎の実施であるもの
- ③ 平均受検申請者数 29 人以下で、当面休止又は不定期実施であるもの
注 「不定期実施」とは、受検申請者数の減少により、定期的な実施が行われず 3 年を超える間隔で実施されているもの

(2) 1 職種 2 作業の場合 ($100 \div 2 \rightarrow 50$)

平均受検申請者数 50 人以下 (直近 2 実施年の受検申請者数がいずれも 50 人を超えているものを除く)。

但し、以下の場合には検討対象から除外。

- ① 平均受検申請者数 25 人以上で、隔年毎の実施であるもの
- ② 平均受検申請者数 15 人以上で、3 年毎の実施であるもの
- ③ 平均受検申請者数 14 人以下で、当面休止又は不定期実施であるもの

(3) 1 職種 3 作業以上の場合 ($100 \div 3 \rightarrow 30$)

平均受検申請者数 30 人以下 (直近 2 実施年の受検申請者数がいずれも 30 人を超えているものを除く)。

但し、以下の場合には検討対象から除外。

- ① 平均受検申請者数 15 人以上で、隔年毎の実施であるもの
- ② 平均受検申請者数 9 人以上で、3 年毎の実施であるもの
- ③ 平均受検申請者数 8 人以下で、当面休止又は不定期実施であるもの

3 検討体制及び検討内容

対象となった作業については、職種ごとに職業能力開発専門調査委員会を設置し、技能検定の活性化を図るための施策も含め、次の観点から作業の実態を踏まえて検討を行う。

- ① 試験内容の妥当性
 - ・ 事業所現場における技能の実態の把握
 - ・ 事業所現場における技術革新の進展に伴い求められる技能の変化状況
 - ・ 他の作業との技能の重複状況
 - ・ 出題範囲「試験科目及びその範囲並びにその細目」の見直し
- ② 関係業界の取組
 - ・ 業界内での技能士の評価及び活用の状況
 - ・ 技能士資格取得による労働者のメリットの状況
 - ・ 技能士雇用による企業のメリットの状況
 - ・ 技能士養成の教育訓練の取組状況
- ③ 社会的便益の状況

- ・社会的ニーズの状況、必要性の状況
- ・残していかなければならない技能の検討

④ 試験実施間隔の見直し

- ・受検者数に応じた試験実施間隔の検討（一部等級のみの実施を含む）

これらの検討の結果を踏まえ、必要な取り組みを促すこととするが、毎年、関係業界等の取組状況や技能検定試験への需要等について情報収集を3年間程度行ったうえでも受検申請者増が見込めないと判断される場合には、必要に応じて改めて職種ごとの職業能力開発専門調査員会で他の作業との統合、作業の廃止の観点から検討を行う。

技能検定作業別受検申請者数の推移(過去6年分)

資料2-3

優先 順位	作業名	職種名	受検申請者数					6年平均	作業数	実施間隔	備考	直近の 実施年度
			H20	H21	H22	H23	H24	H25				
1	軽合金溶解炉溶解作業	金属溶解	-	-	31	-	-	-	5	3年毎		H22
1	数値制御ボール盤作業	機械加工	-	23	-	3	16	-	7	3年毎		H24
1	超硬刃物研磨作業	切削工具研削	35	-	27	-	22	-	14	3年毎	※H25検討済	H24
1	手ろくろ成形作業	陶磁器製造	-	16	-	-	16	-	5	3年毎	※H25検討済	H24
1	広告面ペイント仕上げ作業	広告美術仕上げ	21	1	14	-	1	9	8	3年毎	※H25から検討継続中	H25
1	化学洗浄作業	産業洗浄	19	-	24	2	-	22	11	3年毎	※H25から検討継続中	H25
2	DTP作業	製版	112	123	111	86	80	70	97	毎年	※職種統廃合検討対象	H25
2	複写機組立て作業	複写機組立て	126	102	114	81	79	53	93	不定期	※職種統廃合検討対象	H25
3	スクリーンなせん作業	染色	-	-	-	-	-	-	-	不定期		H7
3	ブローチ盤作業	機械加工	-	-	-	-	-	-	-	不定期		H8
3	広告面プラスチック仕上げ作業	広告美術仕上げ	-	-	-	-	-	-	-	不定期	※H25から検討継続中	H8
3	ホーニング盤作業	機械加工	-	-	-	-	-	-	-	不定期		H11
3	自由鍛造作業	鍛造	-	-	-	-	-	-	-	不定期		H12
3	衛生白衣製造作業	布ばく縫製	-	-	-	-	-	-	-	不定期		H12
3	原型製作作業	陶磁器製造	-	-	-	-	-	-	-	不定期		H12
3	ゴム印彫刻作業	印章彫刻	-	-	-	-	-	-	-	不定期		H15
3	けがき作業	機械加工	-	-	-	-	-	-	-	不定期		H16
3	型紙なせん作業	染色	-	-	-	-	-	-	-	不定期		H16
3	歯車形削り盤作業	機械加工	-	-	-	-	-	-	-	不定期		H17
3	かさ歯車歯切り盤作業	機械加工	-	-	4	-	-	-	1	不定期		H17
3	原動機整備作業	鉄道車両製造・整備	1	1	-	-	-	-	0	不定期		H17
3	形彫り放電加工作業	放電加工	3	20	1	-	1	-	4	不定期		H21
3	構造物現図作業	鉄工	-	12	-	-	-	-	2	不定期		H21
3	立旋盤作業	機械加工	1	1	8	2	2	1	3	不定期		H22
3	ラップ盤作業	機械加工	-	-	25	-	-	-	4	不定期	※H25検討済	H22
3	紳士注文服製作作業	紳士服製造	-	-	7	-	-	-	1	不定期		H22
3	肖像写真銀塩作業	写真	-	13	14	-	-	1	5	不定期	※H25から検討継続中	H22
3	数値制御平面研削盤作業	機械加工	-	2	6	4	7	1	3	不定期		H24
3	数値制御円筒研削盤作業	機械加工	-	3	8	1	5	2	3	不定期		H24
3	数値制御ホブ盤作業	機械加工	-	13	26	33	39	2	19	不定期		H24
3	紳士既製服型紙製作作業	紳士服製造	-	17	-	-	31	-	8	不定期	※H25検討済	H24

技能検定の作業統廃合の状況について(平成19年度～25年度)

参考2-1

年度	専門調査員会での検討職種・作業	公布職種・作業	
19年度		機械加工・普通旋盤作業→平成20年度試験から反映	統合
		機械加工・外レツト旋盤作業→平成20年度試験から反映	
		機械加工・形削り盤作業→平成20年度試験から反映	
		機械加工・立削り盤作業→平成20年度試験から反映	
		機械加工・平削り盤作業→平成20年度試験から反映	
	紙器・ダンボール箱製造・貼箱製造作業	紙器・ダンボール箱製造・貼箱製造作業→平成20年度試験から反映	統合
	紙器・ダンボール箱製造・簡易箱製造作業	紙器・ダンボール箱製造・簡易箱製造作業→平成20年度試験から反映	
	テクニカルイラストレーション・立体図作成作業	テクニカルイラストレーション・立体図作成作業→平成20年度試験から反映	統合
	テクニカルイラストレーション・立体図仕上げ作業	テクニカルイラストレーション・立体図仕上げ作業→平成20年度試験から反映	
	テクニカルイラストレーション・テクニカルイラストレーション作業	テクニカルイラストレーション・テクニカルイラストレーション作業→平成20年度試験から反映	
	製版・電子製版CEPS作業	製版・電子製版CEPS作業→平成22年度から反映	廃止
21年度	製版・フロセス製版カラスキヤナ作業	製版・フロセス製版カラスキヤナ作業→平成22年度から反映	
	製版・フロセス製版校正作業	製版・フロセス製版校正作業→平成22年度から反映	
22年度	ニツト製品製造・横編みニツト製造作業	ニツト製品製造・横編みニツト製造作業→平成23年度試験から反映	廃止
	ニツト製品製造・横編みニツト縫製作業	ニツト製品製造・横編みニツト縫製作業→平成23年度試験から反映	
	ニツト製品製造・丸編みニツト・たて編みニツト製造作業	ニツト製品製造・丸編みニツト・たて編みニツト製造作業→平成23年度試験から反映	
23年度	製本・書籍製本作業	製本・書籍製本作業→平成24年度試験から反映	統合
	製本・雑誌製本作業	製本・雑誌製本作業→平成24年度試験から反映	
	製本・商業印刷物製本作業	製本・商業印刷物製本作業→平成24年度試験から反映	
24年度	金属溶解・鋳鉄キョウ溶溶解作業	金属溶解・鋳鉄キョウ溶溶解作業→平成26年度試験から反映	廃止
	金属溶解・鋳鉄誘導炉溶解作業	金属溶解・鋳鉄誘導炉溶解作業→平成26年度試験から反映	
	金属溶解・鋳鋼アーク炉溶解作業	金属溶解・鋳鋼アーク炉溶解作業→平成26年度試験から反映	統合
	金属溶解・鋳鋼誘導炉溶解作業	金属溶解・鋳鋼誘導炉溶解作業→平成26年度試験から反映	
	金属溶解・軽合金反射炉溶解作業	金属溶解・軽合金反射炉溶解作業→平成26年度試験から反映	
	鋳造・鋳鉄鋳物鋳造作業		
	鋳造・鋳鋼鋳物鋳造作業		
25年度	鋳造・銅合金鋳物鋳造作業	鋳造・銅合金鋳物鋳造作業→平成26年度試験から反映	統合
	鋳造・軽合金鋳物鋳造作業	鋳造・軽合金鋳物鋳造作業→平成26年度試験から反映	
	機械加工・ラツプ盤作業		
	切削工具研削・超硬刃物研磨作業		
	紳士服製造・紳士既製服型紙製作作業		
	紳士服製造・紳士既製服縫製作業		
	紳士服製造・紳士既製服縫製作業		
	陶磁器製造・手ろくろ成形作業		
	産業洗浄・化学洗浄作業		

	新設	廃止	統合 (数字は統合によって減少した作業数)	増減	累計
平成14年度	—	① (特許製図作業)	⑨ (活版文選作業・活版組字作業・写真組字作業・電算写真補正作業→DTP作業へ統合、単色写真製版作業・写真凸版製版作業・ﾌｵﾄﾐｸﾚｰｼｮﾝ製版作業→ﾌｵﾄﾐｸﾚｰｼｮﾝ製版作業へ統合、ﾌｵﾄﾐｸﾚｰｼｮﾝ製版修正作業・ﾌｵﾄﾐｸﾚｰｼｮﾝ製版修正作業へ統合)	▲10	310
平成15年度	—	—	④ (曲げ成型矯正作業→構造物鉄工作業へ統合、内燃機関組立て作業・非量産形内燃機関組立て作業→量産形内燃機関組立て作業へ統合、凸版印刷作業→ﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞ印刷作業へ統合)	▲4	300
平成16年度	① (織物・ニット染整作業)	⑧ (ビル設備管理作業(指定試験機方式に移行)、銅合金ろつば垢溶解作業、銅合金反付炉溶解作業、銅合金誘導路溶解作業、軽合金ろつば垢溶解作業、軽合金反付炉溶解作業、コウカｰﾌﾟﾗｽﾁｯｸ材料加工作業、調製レンガ加工作業)	① (機械保全作業→機械系保全作業・電機系保全作業へ統合)	▲8	296
平成17年度	—	—	—	—	288
平成18年度	—	① (ﾌｵｰﾑｶﾞﾀﾞﾅ7製造作業)	—	▲1	288
平成19年度	① (ﾋﾞｰｺﾝｸﾘｰﾄ出胎槽清掃防食作業)	③ (家庭用電気治療器調整作業、圧ろう加工作業、浴槽設備施工作業)	④ (ﾌｵﾂ製室内建具製作作業→木製建築機械加工作業へ統合、吹付積層成型作業→手積み積層成型作業へ統合、機械ろくろ成型作業・練込み成型作業→手ろくろ成型作業へ統合)	▲6	287
平成20年度	④ (数値制御平面研削盤作業、数値制御円筒研削盤作業、数値制御示波器作業、ﾌｻﾞｶﾏｽﾄﾚｰｼｮﾝQAD作業)	—	⑦ (ｼｬｯﾄﾙ駆動作業・形削り盤作業・立削り盤作業→普通旋盤作業へ統合、簡易箱製造作業→貼箱製造作業へ統合、立体図作成作業・立体図仕上げ作業・ﾌｵｰﾑｶﾞﾀﾞﾅﾌｵｰﾑｶﾞﾀﾞﾅ手書き作業へ統合)	▲3	281
平成21年度	② (本體系統仕上げ工事作業、肖像写真デジタル作業)	④ (電子製版CPS作業、ﾌｵﾂ製版ﾌﾗﾏﾀﾞﾜ作業、ﾌｵﾂ製版校正作業、ｽﾚｰﾄﾞ工業作業)	—	▲2	278
平成22年度	—	⑬ (構組みｺﾝｸﾘｰﾄ製造作業、構組みｺﾝｸﾘｰﾄ搬送作業、丸編みｺﾝｸﾘｰﾄ搬送作業、ﾌｼﾃﾞﾐﾈｼｮﾝ製品製造作業、振動機器系地盤製造作業、振動機器系地盤製造作業、曲線造形型製造作業、漆下塗り作業、漆塗り立て作業、ないう塗り作業、次金作業、時給作業、螺絲作業)	—	▲13	276
平成23年度	—	⑬ (工業彫刻、金属ﾊﾞﾌ研磨仕上げ作業、製品のこ目立て作業、編組竹工芸品製作作業、割組竹工芸品製作作業、丸竹加工竹工芸品制作作業、ﾌﾗｽﾞ製品成形作業、理化学ﾌﾗｽﾞ機器製作作業、れんが積み作業、ｺﾝｸﾘｰﾄ積みﾌｵｰﾑｶﾞﾀﾞﾜ作業、建築製図手書き作業、建築製図CAD作業、建築透視図製作作業)	—	▲13	263
平成24年度	—	—	③ (書籍製本作業・雑誌製本作業・商業印刷製本作業→製本作業を新設し統合、木工機械調整作業・木工機械修理作業→木工機械整備作業を新設し統合)	▲3	250
平成25年度	—	—	—	—	247
平成26年度 (予定)	—	—	③ (鋼板ﾎﾛﾍﾞﾝ溶解作業・鋼板溶接溶解作業→鋼板溶解作業を新設し統合、鉄鋼ﾌﾗｸﾁｭｰﾚ溶解作業・精錬溶解溶解作業→鋼板溶解作業を新設し統合、鋳造金銭物製造作業・鋳造金銭物製造作業→非鉄合金製錬物製造作業を新設し統合)	▲3	247

※ 部は職種の統廃合に伴う作業の統廃合。

※ 〇で囲った数字は、当該年度に施行、同年度の試験実施計画に反映されているもの（平成24年度の木工機械整備作業等についてのみ、次年度からの反映。）。

※ □で囲った数字は、翌年度の試験実施計画に反映されているもの。

―印は、地域産品の初年度死口。―印は、加工材の初年度死口。

技能検定の職種（作業）、等級区分及び対象とする技能の内容

技能検定職種 (※1)	選択作業	等級区分						対象とする技能の内容
		特 級	1 級	2 級	3 級	単 一 等 級	外国人技能実 習生向け3級、 基礎1,2級 (※2)	
1 ウェブデザイン *	ウェブサイト構築作業		○	○				ウェブサイトのデザインに必要な技能
2 キャリア・コンサルティング *	キャリア・コンサルティング作業		○					個人の希望に応じて実施されるキャリアに関する相談その他の支援を行うために必要な技能
3 ピアノ調律 *	ピアノ調律作業		○	○				ピアノの音階を作る調律、鍵盤タッチを整える整調及びピアノの修理に必要な技能
4 ファイナンシャル・プランニング *	資産相談業務		○					顧客の資産に応じた貯蓄・投資等のプランの立案・相談に必要な技能
	資産設計提案業務		○	○	○			
	個人資産相談業務			○	○			
	中小事業主資産相談業務			○				
	生保顧客資産相談業務			○				
	損保顧客資産相談業務			○				
	保険顧客資産相談業務				○			
5 知的財産管理 *	特許専門業務		○					知的財産の創造、保護及び活用を目的として、その管理に必要な技能
	コンテンツ専門業務		○					
	ブランド専門業務		○					
	管理業務				○	○		
6 金融窓口サービス *	テラー業務			○	○			金融機関における窓口業務に必要な技能
	金融商品コンサルティング業務			○	○			
7 着付け *	着付け作業		○					顧客に着物を着付けるために必要な技能
8 レストランサービス *	レストランサービス作業		○	○				レストランサービスに必要な技能
9 ビル設備管理 *	ビル設備管理作業		○					ビル設備の運転監視・点検等に必要な技能
10 園芸装飾	室内園芸装飾作業		○	○				観賞用植物による装飾及びその維持管理に必要な技能
11 造園	造園工事作業		○	○				造園の設計図に基づく造園工事の施工に必要な技能
12 さく井	パーカッション式さく井工事作業		○				○	さく井工事の施工に必要な技能
	ロータリー式さく井工事作業		○				○	
13 金属溶解	鋳鉄溶解作業			○				金属の溶解に必要な技能
	鋳鋼溶解作業			○				
	鋳合金溶解炉溶解作業			○				
14 鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業			○	○		○	鋳物製造工程における造型及び鋳込みに必要な技能
	鋳鋼鋳物鋳造作業	○		○				
	非鉄金属鋳物鋳造作業			○			○	
15 鍛造	自由鍛造作業			○				鍛工品の製作及び製造に必要な技能
	ハンマ型鍛造作業			○			○	
	プレス型鍛造作業			○			○	
16 金属熱処理	一般熱処理作業			○	○			金属の熱処理に必要な技能
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	○		○	○			
	高周波・炎熱処理作業			○	○			
17 粉末冶金	成形・再圧縮作業			○				焼結機械部品及び焼結含油軸受の製造に必要な技能
	焼結作業			○				
18 機械加工	普通旋盤作業			○	○		○	工作機械による金属等の切削加工、研削加工、けがき等に必要な技能
	数値制御旋盤作業			○	○			
	立旋盤作業			○				
	フライス盤作業			○	○		○	
	数値制御フライス盤作業			○				
	ブローチ盤作業			○				
	ボール盤作業			○				
	数値制御ボール盤作業			○				
	横中ぐり盤作業	○		○				
	ジグ中ぐり盤作業			○				
	平面研削盤作業			○	○			
	数値制御平面研削盤作業			○				
	円筒研削盤作業			○				
	数値制御円筒研削盤作業			○				
	心無し研削盤作業			○				
	ホブ盤作業			○				
	数値制御ホブ盤作業			○				

技能検定職種 (※1)	選択作業	等級区分					外国人技能実 習生向け3級、 基礎1,2級 (※2)	対象とする技能の内容
		特 級	1 級	2 級	3 級	単 一 等 級		
18 機械加工 (続き)	歯車形削り盤作業		○					
	かさ歯車歯切り盤作業		○					
	ラップ盤作業		○					
	ホーニング盤作業	○	○					
	マシニングセンタ作業		○	○				
	精密器具製作作業		○					
	けがき作業		○	○				
19 放電加工	形彫り放電加工作業		○					放電加工機による金属の加工に必要な技能
	数値制御形彫り放電加工作業	○	○					
	ワイヤ放電加工作業		○					
20 金型製作	プレス金型製作作業	○	○					金型の製作に必要な技能
	プラスチック成形用金型製作作業		○					
21 金属プレス加工	金属プレス作業	○	○				○	プレス機械による金属薄板の加工に必要な技能
22 鉄工	製缶作業		○					鉄鋼材の加工、取付け及び組立て並びに現図製作に必要な技能
	構造物鉄工作業		○				○	
	構造物現図作業		○					
23 建築板金	内外装板金作業		○	○				建築板金工事の施工に必要な技能
	ダクト板金作業		○				○	
24 工場板金	曲げ板金作業		○	○				金属薄板の加工及び組立てに必要な技能
	打出し板金作業	○	○	○				
	機械板金作業		○	○			○	
	数値制御クレットパンチプレス板金作業		○					
25 めっき	電気めっき作業	○	○	○			○	めっきに必要な技能
	溶融亜鉛めっき作業		○				○	
26 アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業		○				○	アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化処理に必要な技能
27 溶射	防食溶射作業					○		溶射に必要な技能
	肉盛溶射作業					○		
28 金属ばね製造	線ばね製造作業		○					線ばね及び薄板ばねの製造に必要な技能
	薄板ばね製造作業		○					
29 ロープ加工	ロープ加工作業		○					ロープの加工に必要な技能
30 仕上げ	治工具仕上げ作業		○				○	手工具及び工作機械による機械部品の仕上げ及び組立てに必要な技能
	金型仕上げ作業	○	○				○	
	機械組立仕上げ作業		○	○			○	
31 切削工具研削	工作機械用切削工具研削作業		○					切削工具の研削、研磨に必要な技能
	超硬刃物研削作業		○					
32 機械検査	機械検査作業	○	○	○			○	機械の部品及び作動機構の検査に必要な技能
33 ダイカスト	ホットチャンパダイカスト作業	○	○				○	ダイカスト盤による製品の製造に必要な技能
	コールドチャンパダイカスト作業		○				○	
34 機械保全	機械系保全作業		○	○			○	機械の保全に必要な技能
	電気系保全作業	○	○	○				
	設備診断作業		○					
35 電子回路接続	電子回路接続作業					○		電子回路における部品の接続に必要な技能
36 電子機器組立て	電子機器組立て作業	○	○	○			○	電子機器の組立て及びこれに伴う修理に必要な技能
37 電気機器組立て	回転電機組立て作業		○				○	電気機器の組立て及びこれに伴う修理に必要な技能
	変圧器組立て作業		○				○	
	配電盤・制御盤組立て作業	○	○	○			○	
	開閉制御器具組立て作業		○				○	
	回転電機巻線製作作業		○				○	
	シーケンス制御作業		○	○				
38 半導体製品製造	集積回路チップ製造作業	○	○					半導体製品の製造に必要な技能
	集積回路組立て作業		○					
39 プリント配線板製造	プリント配線板設計作業	○	○	○			○	半導体等の電子部品を配列・接続するためのプリント配線板の製造に必要な技能
	プリント配線板製造作業		○	○			○	
40 自動販売機調整	自動販売機調整作業	○	○					自動販売機の調整に必要な技能
41 産業車両整備	産業車両整備作業		○					産業車両の整備に必要な技能
42 鉄道車両製造・整備	機器ぎ装作業		○					鉄道車両の製造及び整備に必要な技能
	内部ぎ装作業		○					
	配管ぎ装作業		○					
	電気ぎ装作業		○					
	鉄道車両現図作業		○					
	走行装置整備作業		○					
	原動機整備作業		○					
	鉄道車両点検・調整作業		○					

技能検定職種 (※1)	選択作業	等級区分						対象とする技能の内容
		特 級	1 級	2 級	3 級	単 一 等 級	外国人技能実 習生向け3級、 基礎1,2級 (※2)	
43 時計修理	時計修理作業		○	○				時計の修理に必要な技能
44 光学機器製造	光学ガラス研磨作業 光学機器組立て作業	○	○ ○					光学機器の製造に必要な技能
45 複写機組立て	複写機組立て作業		○					複写機の組立て及び調整に必要な技能
46 内燃機関組立て	鼠形内燃機関組立て作業	○	○	○				内燃機関の製造工程における組立て及び調整に必要な技能
47 空気圧装置組立て	空気圧装置組立て作業	○	○					空気圧装置の組立て、保全に必要な技能
48 油圧装置調整	油圧装置調整作業	○	○					油圧装置の据付け、運転整備、保守管理及び調整に必要な技能
49 縫製機械整備	縫製機械整備作業		○					縫製機械の整備に必要な技能
50 建設機械整備	建設機械整備作業	○	○					建設機械の整備に必要な技能
51 農業機械整備	農業機械整備作業		○					農業機械の整備に必要な技能
52 冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業		○	○			○	冷凍、冷却及び空気調和機器の据付け及び整備に必要な技能
53 染色	糸浸染作業		○				○	繊維品の染色及び染色補正に必要な技能
	織物・ニット浸染作業		○				○	
	型紙なせん作業		○					
	スクリーンなせん作業		○					
	染色補正作業		○					
54 ニット製品製造	丸編みニット製造作業		○				○	ニット製品の製造に必要な技能
	靴下製造作業		○				○	
55 婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業	○	○					婦人、子供服の製造に必要な技能 (※全作業を包含する作業)
	婦人子供既製服パターンメーキング作業		○					
	婦人子供既製服縫製作業		○					
	婦人子供既製服製造作業※						○	
56 紳士服製造	紳士注文服製作作業	○	○					紳士服の製造に必要な技能 (※全作業を包含する作業)
	紳士既製服型紙製作作業		○					
	紳士既製服縫製作業		○					
	紳士既製服製造作業※						○	
57 和裁	和服製作作業		○	○				和服の仕立てに必要な技能
58 寝具製作	寝具製作作業		○				○	綿入れふとんの製作に必要な技能
59 帆布製品製造	帆布製品製造作業		○				○	帆布製品の製造及び取付けに必要な技能
60 布はく縫製	ワイシャツ製造作業		○				○	布はく縫製品の製造に必要な技能
	衛生白衣製造作業		○					
61 機械木工	機械木工作業		○					木工機械の整備及び木工機械による木材の加工に必要な技能
	木工機械整備作業		○					
62 木型製作	模型製作作業		○					木型の製作に必要な技能
63 家具製作	家具手加工作業		○				○	家具の製作に必要な技能
	家具機械加工作業		○					
	いす張り作業		○					
64 建具製作	木製建具手加工作業		○				○	建具の製作に必要な技能
	木製建具機械加工作業		○					
65 紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業		○				○	紙器及び段ボール箱の製造に必要な技能
	印刷箱製箱作業		○				○	
	貼箱製造作業		○				○	
	段ボール箱製造作業		○				○	
66 製版	DTP作業		○					製版に必要な技能
67 印刷	オフセット印刷作業		○				○	印刷に必要な技能
68 製本	製本作業		○				○	製本に必要な技能
69 プラスチック成形	圧縮成形作業	○	○				○	プラスチックの成形に必要な技能
	射出成形作業		○	○			○	
	インフレーション成形作業		○				○	
	ブロー成形作業		○				○	
70 強化プラスチック成形	手積み積層成形作業		○				○	強化プラスチックの成形に必要な技能
	エポキシ樹脂積層防食作業		○					
	ビニルエステル樹脂積層防食作業		○					
71 陶磁器製造	平ろくろ成形作業		○					陶磁器の製造に必要な技能
	絵付け作業		○					
	原型製作作業		○					
72 石材施工	石材加工作業		○				○	石材の施工に必要な技能
	石張り作業		○				○	
	石積み作業		○					
73 パン製造	パン製造作業	○	○				○	パン製造に必要な技能
74 菓子製造	洋菓子製造作業		○					菓子の製造に必要な技能
	和菓子製造作業		○					

技能検定職種 (※1)	選択作業	等級区分						対象とする技能の内容
		特級	1級	2級	3級	単一等級	外国人技能実習生向け3級、基礎1,2級(※2)	
75 製麺	機械生麺製造作業					○		製麺に必要な技能
	機械乾麺製造作業					○		
	手延べ干し麺製造作業					○		
76 ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業		○				○	ハム・ソーセージ・ベーコンの製造に必要な技能
77 水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業		○				○	かまぼこ製品の製造に必要な技能
78 みそ製造	みそ製造作業		○					みその製造に必要な技能
79 酒造	清酒製造作業		○					清酒製造に必要な技能
80 情報配線施工 *	情報配線施工作業		○	○				情報配線の施工に必要な技能
81 建築大工	大工工事作業		○	○			○	木造建築物の大工工事の施工に必要な技能
82 枠組壁建築	枠組壁工事作業					○		枠組壁工事に必要な技能
83 かわらぶき	かわらぶき作業		○				○	かわらぶきに必要な技能
84 とび	とび作業		○	○			○	とび工事の施工に必要な技能
85 左官	左官作業		○	○			○	左官工事の施工に必要な技能
86 築炉	築炉作業		○					工業用炉の築造及び修理に必要な技能
87 ブロック建築	コンクリートブロック工事作業		○	○				コンクリートブロック工事の施工に必要な技能
88 エーエルシーパネル施工	エーエルシーパネル工事作業					○		エーエルシーパネル工事の施工に必要な技能
89 タイル張り	タイル張り作業		○				○	タイル工事の施工に必要な技能
90 畳製作	畳製作作業		○					畳の製作、敷込み及び修理に必要な技能
91 配管	建築配管作業		○	○			○	配管工事の施工に必要な技能
	プラント配管作業		○	○			○	
92 厨房設備施工	厨房設備施工作業		○					業務用厨房設備工事の施工に必要な技能
93 型枠施工	型枠工事作業		○				○	型枠工事の施工に必要な技能
94 鉄筋施工	鉄筋施工図作成作業		○					鉄筋工事の施工に必要な技能
	鉄筋組立て作業		○				○	
95 コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業		○				○	コンクリート圧送工事の施工に必要な技能
96 防水施工	アスファルト防水工事作業		○					防水工事の施工に必要な技能
	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業		○					
	アクリルゴム系塗膜防水工事作業		○					
	合成ゴム系シート防水工事作業		○					
	塩化ビニル系シート防水工事作業		○					
	セメント系防水工事作業		○					
	シーリング防水工事作業		○				○	
	改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業		○					
	F R P 防水工事作業		○					
97 樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業					○		樹脂接着剤注入工事の施工に必要な技能
98 内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業		○	○			○	内装仕上げ工事の施工に必要な技能
	カーペット系床仕上げ工事作業		○	○			○	
	木質系床仕上げ工事作業		○					
	鋼製下地工事作業		○	○			○	
	ボード仕上げ工事作業		○	○			○	
	カーテン工事作業		○	○			○	
99 熱絶縁施工	保温保冷工事作業		○				○	熱絶縁工事の施工に必要な技能
	吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業		○					
100 カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事作業		○					金属製カーテンウォール工事の施工に必要な技能
101 サッシ施工	ビル用サッシ施工作業		○				○	サッシ工事の施工に必要な技能
102 自動ドア施工	自動ドア施工作業		○					自動ドア工事の施工に必要な技能
103 バルコニー施工	金属製バルコニー工事作業					○		バルコニー工事の施工に必要な技能
104 ガラス施工	ガラス工事作業		○					ガラス工事の施工に必要な技能
105 ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業		○				○	ウェルポイント工事の施工に必要な技能
106 テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーション手書き作業		○	○				テクニカルイラストレーションの作成に必要な技能
	テクニカルイラストレーションCAD作業		○	○				
107 機械・プラント製図	機械製図手書き作業		○	○				機械及びプラント配管の製図に必要な技能
	機械製図CAD作業		○	○				
	プラント配管製図作業		○					
108 電気製図	配電盤・制御盤製図作業		○	○				電気機器の製図及び写図に必要な技能
109 化学分析	化学分析作業		○	○				化学的成分の分析に必要な技能
110 金属材料試験	機械試験作業		○					金属材料の試験に必要な技能
	組織試験作業		○					
111 貴金属装身具製作	貴金属装身具製作作業		○	○				貴金属装身具の製作に必要な技能
112 印章彫刻	木口彫刻作業		○					印章の彫刻に必要な技能
	ゴム印彫刻作業		○					

技能検定職種 (※1)	選択作業	等級区分						対象とする技能の内容
		特級	1級	2級	3級	単一等級	外国人技能実習生向け3級, 基礎1,2級 (※2)	
113 ガラス用フィルム施工 *	自動車フィルム作業		○					自動車用又は建築用窓ガラスのガラス用フィルム施工に必要な技能
	建築フィルム作業		○					
114 表装	表具作業		○					表具品の製作及び壁装に必要な技能
	壁装作業		○				○	
115 塗装	木工塗装作業		○	○				塗装に必要な技能
	建築塗装作業		○				○	
	金属塗装作業		○	○			○	
	鋼橋塗装作業		○				○	
	噴霧塗装作業		○				○	
116 路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカ－工事作業					○		路面標示工事の施工に必要な技能
	加熱ペイントマシンマーカ－工事作業					○		
117 塗料調色	調色作業					○		塗料調色に必要な技能
118 広告美術仕上げ	広告面ペイント仕上げ作業		○					広告物の広告部分の製作に必要な技能
	広告面プラスチック仕上げ作業		○					
	広告面粘着シート仕上げ作業		○	○				
119 義肢・装具製作	義肢製作作業		○					義肢・装具の製作及び修理に必要な技能
	装具製作作業		○					
120 舞台機構調整	音響機構調整作業		○	○				ホール・劇場等の舞台における音響機構の調整操作に必要な技能
121 工業包装	工業包装作業		○				○	工業製品の輸送用包装に必要な技能
122 写真	肖像写真銀塩作業		○					肖像写真の撮影及び制作に必要な技能 (※全作業を包含する作業)
	肖像写真デジタル作業		○					
	肖像写真作業※				○			
123 調理 *	日本料理調理作業					○		調理作業に必要な技能
	すし料理調理作業					○		
	西洋料理調理作業					○		
	中国料理調理作業					○		
	麺料理調理作業					○		
	給食用特殊料理調理作業					○		
124 ビルクリーニング *	ビルクリーニング作業					○		ビル内の清掃に必要な技能
125 ハウスクリーニング *						○		在宅家屋や不動産物件を対象に、浴室、台所等の家屋の一部又は全部及び設備機器の清掃に必要な技能
126 産業洗浄	高圧洗浄作業					○		産業用設備、上下水道管等の洗浄に必要な技能
	化学洗浄作業					○		
127 商品装飾展示	商品装飾展示作業		○	○				商品の装飾展示に必要な技能
128 フラワー装飾	フラワー装飾作業		○	○				生花等による花環、花束等の製作及び会場祭壇等の装飾に必要な技能

※1：技能検定職種における番号は、職業能力開発促進法施行令別表第1において規定される検定職種順に便宜的に付与したものである。

また、*は指定試験機関により試験業務が実施される職種である。

※2：基礎1,2級の選択作業は、通達（技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目）に基づくものを表記した。

